

## 4 - 1 工事関係書類について

### 1 本項の目的

本項は、工事関係書類の作成・提出における注意点及び「建築・設備工事関係書類一覧表」「様式集」を示し、発注者（監督員・検査員）及び受注者が共通認識をもち、業務の効率化（書類の簡素化：明確化・集約化・自由化）を図ることを目的とする。

作成不要及び省略できる書類を提出しても工事成績で評価されませんので、必要な書類や様式等を把握し、必要な内容・項目のみ記載してください。

### 2 検査時の対応

情報共有システムの「書類管理機能【共有書類・検査支援】」で登録したデータは、紙に出力せずに準備したデータをパソコンの画面で確認することにより検査を行う。

紙媒体で作成された書類のみ、紙媒体で検査を行う。

検査に使用するパソコンは、原則として受注者が用意してください。また、必要に応じてディスプレイ等を用意してください。

## 4 - 2 契約関係書類の作成提出について

### 1 主任技術者等通知書

( 1 ) 受注者は、**技術者の資格者証及び雇用関係を示す書類の写し**を添付するものとする。

資格を実務経験とする場合には、**技術者の資格者証の写しに替えて経歴書**を添付する。

### 2 コリンズ（工事实績情報システム）

( 1 ) JACIC（一般財団法人日本建設情報総合センター）からの自動メール送信にて登録内容確認・登録完了報告を行う場合は、受注者からの登録内容確認書の**提出は不要**とする。

( 2 ) 担当監督員は JACIC からメール送信される「**登録のための確認のお願い**」を確認し、署名した書面を添付して**返信**する。メールに添付された**データは受注者が保管**する。

( 3 ) 登録時に JACIC から担当監督員へメール送信される「**登録内容確認書**」のデータは**受注者が保管**し、必要に応じて検査時に提示する。

### 3 請負代金内訳書

( 1 ) 受注者は、**契約書を作成する全ての工事**について請負代金内訳書を作成し提出するものとする。

( 2 ) 受注者は、請負代金の内訳を表示したものに**法定福利費**を明示する。

### 4 火災保険その他損害保険証書、法定外労災保険証書

( 1 ) 受注者は、火災保険その他損害保険、法定外労災保険契約を締結した後、その**証書の写しを監督員に提示**するものとする。

( 2 ) 監督員は、受注者から保険証書の提示を受け、火災保険その他損害保険、法定外労災保険の付保の状況を確認するものとする。

## 4 - 3 工事書類の作成提出について

### 1 実施工程表

( 1 ) **実施工程表**は、総合施工計画書に添付することで、提出を省略する。

### 2 施工計画書

( 1 ) **施工計画書**は、受注者が設計図書に基づき、工事着手前に工事目的物の施工手順、工法などを詳細に記載して監督員に提出するものである。

**施工計画書**は、設計図書に合致し、現場条件を反映させたものとする。

**施工計画書**の作成項目や作成内容は、「現場説明書」「特記仕様書」等の設計図書に示されたものを具体化して作成する。

**工事概要**など、総合施工計画書に記載した重複する内容は、工種別施工計画書への記載は不要とする。

使用予定の材料を記載し、品質等を証明する資料を添付する。

( 2 ) **重要な変更**が生じた場合（数量等の軽微な変更以外）は、記載事項に変更や追加が生じたページのみを変更施工計画書として提出するものとする。

「**重要な変更**」とは、工種の追加・削除、工程、施工方法、仮設工法、安全管理等を変更することをいう。

( 3 ) 数量等の**軽微な変更**で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出を省略できる。

「**軽微な変更**」とは、数量等のわずかな変更で施工計画に影響しないものをいう。

( 4 ) 工種別施工計画書は、各工種の工事量が少量の場合は、複数の工種をまとめて作成できる。

### 3 施工体制台帳

( 1 ) 「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて」により、下請契約を締結する全ての元請業者は**施工体制台帳**を作成する。

( 2 ) 受注者は、**施工体制台帳**を**工事現場に備える**とともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

( 3 ) 施工体制台帳の構成例を4 - 4に示す。

( 4 ) 施工体制台帳、再下請通知書には作業員名簿を添付し、法令による添付書類はのとおりである。なお、**その他確認書類**は提示とする。

施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期

間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

- ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

#### 4 施工管理技術者通知書

- (1) 施工管理技術者について施工計画書に記載し、資格及び能力を証明する資料を添付する場合は、**提出を省略する。**

なお、標準仕様書では、既成コンクリート杭地業、鋼杭地業、場所打ちコンクリート杭地業、類コンクリートの製造工場、鉄骨製作工場、鉄骨工事の溶接作業及び溶融亜鉛めっき高力ボルト接合について、施工管理技術者が定められている。

#### 5 工事前電力設備の保安責任者通知書

- (1) 工事前電力設備の保安責任者について施工計画書に記載し、必要な資格を証明する資料を添付する場合は、**提出を省略する。**

#### 6 技能士の資格を証明する資料

- (1) 技能士について施工計画書に記載し、資格を証明する資料を添付する場合は、**提出を省略する。**

なお、技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する技能士をいい、適用する作業種別の技能士については特記仕様書に記載されている。

#### 7 技能資格者の資格又は能力を証明する資料

- (1) 技能資格者の資格又は能力について施工計画書に記載し、資格又は能力を証明する資料を添付する場合は、**提出を省略する。**

なお、標準仕様書では、建物の構造耐力を左右する重要な部分の施工や、特殊な技術力が必要な試験等について技能資格者が規定されている。

#### 8 工事工程月報

- (1) **工事工程月報**は、契約上定められた書類であり、発注者（監督員）が工事の進捗状況を把握するための資料である。

- (2) **工事工程月報**の添付資料は不要であるが、監督員から工事工程月報の内容の確

認を求められた場合、受注者は実施工程表を提示するものとする。

- ( 3 ) 工事工程月報は電子メール又は情報共有システムで提出し、紙での提出は不要とする。

## 9 休日・夜間作業届

- ( 1 ) 休日・夜間作業届は電子メール又は情報共有システムで提出し、紙での提出は不要とする。

ただし、休日作業に限り、週間工程表に稼動日を記載することにより提出を省略する旨の協議を事前に行っている場合は、提出は不要とする。

- ( 2 ) 緊急の際は口頭、電子メール、F a xによる連絡で良いものとする。ただし、後日休日・夜間作業届を提出するものとする。
- ( 3 ) 監督員又は検査員が、休日取得状況の確認を行うため、資料(作業日、休業日)がカレンダーに明示され、現場閉所率が計算された資料等)の提示を求めた場合、受注者は応じるものとする。

## 10 材料検査簿

- ( 1 ) 特記仕様書で監督員の検査を受けて使用すべきとされた材料について、材料検査簿を作成する。

ただし、特記仕様書で監督員の検査を受けて使用すべきとされた材料であっても、設計図書に定める JIS 又は JAS のマーク表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料で、監督員の承諾を受けた場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして取り扱う。

- ( 2 ) 材料検査簿は紙による提出とするが、受注者からの受け渡しを電子メールや情報共有システムで行い、監督員が印刷したものを受理しても良いものとする。
- ( 3 ) 監督員は検査実施材料に検印するものとする。
- ( 4 ) 材料検査に使用する資料については、受注者が保管するものとし、材料検査簿に添付しないものとする。

## 11 立会いの請求

- ( 1 ) 立会いの請求は、口頭又はメールによるものとし、書類の提出は不要とする。

## 12 施工報告書

- ( 1 ) 施工報告書は、週間工程表又は月間工程表を作成し、表中に施工報告に係る記載をする場合は、提出は不要とする。

## 13 工事記録簿

- ( 1 ) 監督員が請求したときに提示する。
- ( 2 ) 工事記録簿と同様の内容が記載された任意書式を提示してもよい。  
工事記録簿と同様の内容とは、工事名、工事箇所、着手年月日、完成年月日、

着手年月日から完成年月日までの毎日の工事記録及び天候である。

なお、工事記録欄には、現場の作業状況又は監督員の指示等若しくは指示等に対する対処状況等について記入する。

#### 14 使用材料(機材)報告書

- (1) 施工計画書に使用予定の材料を記載し、品質等を証明する資料を添付した場合は、**提出を省略**する。

#### 15 同等品使用願

- (1) 施工計画書に必要事項を明記した場合は、**提出を省略**する。

#### 16 工事写真

- (1) 工事写真は、「営繕工事写真撮影要領(国土交通省)」により撮影・保存し、電子納品特記仕様書等に基づき提出するものとする。(原則として、電子データで提出する。)
- (2) 検査時に電子データの写真を確認するためのパソコン等は受注者にて準備する。
- (3) 工事写真については**小黑板情報の電子化**を行い、受発注者双方の業務効率化を図る。
- (4) 排出ガス対策型、低騒音型建設機械など、監督員が現場で確認した内容の写真については、**提出不要**とする。

#### 17 安全管理書類

- (1) 工事中の安全確保は大変重要であるため、**施工計画書**に記載するとともに関係法令や仕様書により、十分な安全管理を行う必要があり、その結果を記録したものが**安全管理書類**となる。受注者は、安全管理書類を整理しておき、施工途中で監督員が安全管理に関する資料の**提示**を求めた場合は応じるものとする。

#### 18 創意工夫等

- (1) 創意工夫・社会性等に関する事項については、実施内容と方法を**施工計画書**に記載するものとする。
- (2) 実施状況の報告は**創意工夫・社会性に関する実施状況(説明資料)**の提出とし、添付資料は必要により写真1枚程度とする。なお、監督員が内容に関する説明等を求めた場合は、資料等により説明するものとする。

#### 19 その他

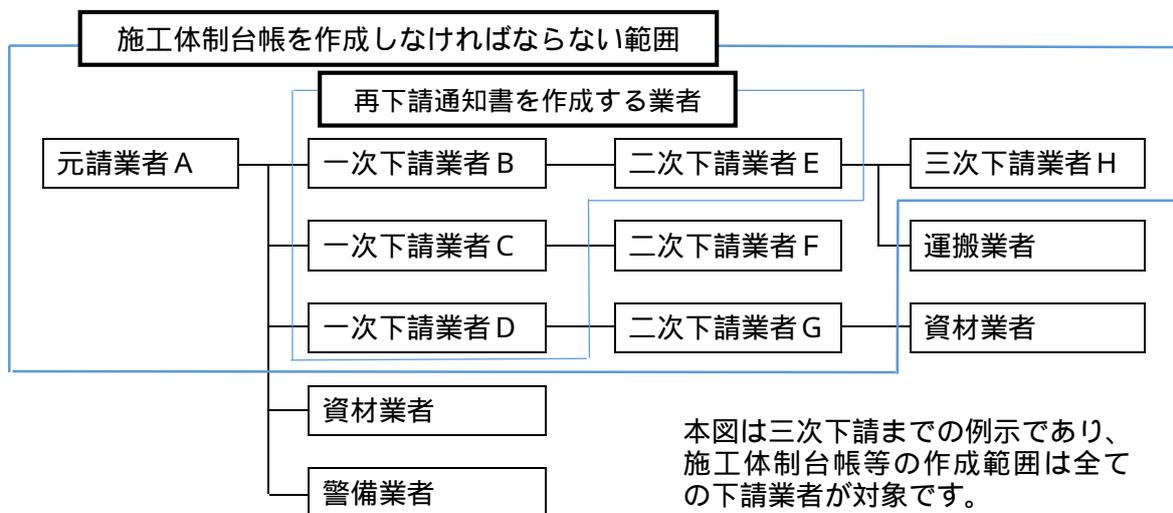
- (1) 建退共受払簿については、完成時に提出する。ただし、掛金収納書の写し、証紙の受領書や証紙を貼り付けた手帳のコピーは不要である。

## 4 - 4 施工体制台帳の構成

### 1 施工体制台帳の作成範囲

施工体制台帳に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人（建設業の許可が無い業者を含む。）を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

なお、建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合もあります。

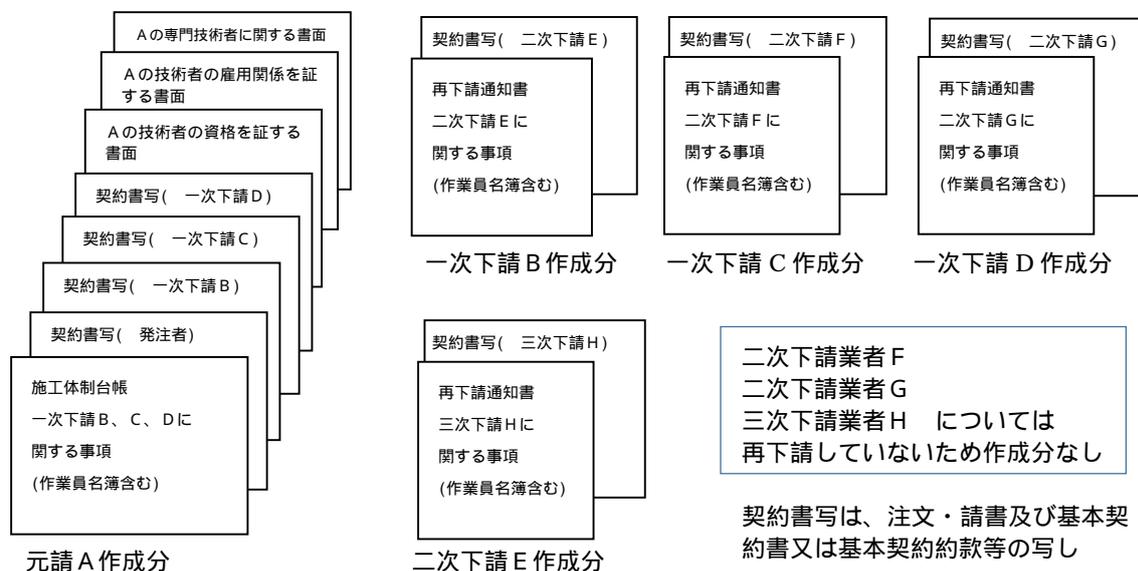


### 2 施工体制台帳の構成の例

元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類

再下請通知の記載事項と添付書類

と を併せた全体で施工体制台帳となる。



## 4 - 5 建築・設備工事関係書類一覧表

### (1) 提出、提示が必要な書類

小規模工事、少額工事の場合は一部書類を除く

ページ 番号	時期	書類名	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	静岡県 建設 工事 執行 規則	備考
			提出		提示			
			監督員	契約 担当課				
<b>A 契約した時に作成する書類</b>								
	契約時	契約書				・静岡県建設工事執行規則第11条	第11条	・様式は静岡県HP「建設業のひろば」よりダウンロード可能
4-15	契約直後	工程表				・静岡県建設工事請負契約約款第3条 ・現場説明書	第20条	・請負契約締結後10日以内に提出
4-16	契約直後	請負代金内訳書				・静岡県建設工事請負契約約款第3条 ・現場説明書	第20条	・請負契約締結後10日以内に提出 ・4-2 3参照
4-17	契約直後	主任技術者等通知書				・静岡県建設工事請負契約約款第10条 ・現場説明書	第22条	・請負契約締結後10日以内に提出 ・4-2 1参照
	契約直後	建設業退職金共済制度の掛金納入書				・現場説明書		・請負契約締結後30日以内に提出
4-18	契約直後	情報共有・電子納品 事前協議チェックシート (工食用)				・情報共有特記仕様書 ・電子納品特記仕様書 ・静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ガイドライン		
<b>B 工事着手前に作成する書類</b>								
4-19	工事 着手前	施工体制台帳				・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条		・写しを提出する。 ・4-3 3、4-4参照
4-21	工事 着手前	作業員名簿				・標準仕様書(建築1.1.5、電気設備1.1.5、機械設備1.1.5)		・写しを提出する。 ・4-3 3、4-4参照
4-22	工事 着手前	施工体系図				・標準仕様書(建築1.1.5、電気設備1.1.5、機械設備1.1.5)		・写しを提出する。
4-23	工事 着手前	総合施工計画書 工種別施工計画書				・標準仕様書(建築1.2.2、電気設備1.2.2、機械設備1.2.2)		・4-3 2参照
	工事 着手前	実施工程表				・標準仕様書(建築1.2.1、電気設備1.2.1、機械設備1.2.1)		・4-3 1参照
	工事 着手前	施工図				・標準仕様書(建築1.2.3、電気設備1.2.3、機械設備1.2.3)		
	工事 着手前	機器承諾図				・標準仕様書(建築1.2.3、電気設備1.2.3、機械設備1.2.3)		
<b>C 工事施工中に作成する書類</b>								
	工事中	自主検査記録(任意様式)				・特記仕様書		・すべての材料について提出する。任意書式とする。
4-43	工事中	工事工程月報				・静岡県建設工事請負契約約款第3条	第20条	・4-3 8参照
4-44	工事中	指示、承諾、協議書				・標準仕様書(建築1.1.8、電気設備1.1.8、機械設備1.1.8)		・設計図書により、監督員の承諾を受けるもの、提出や報告が必要な書類は、この様式を添付し提出する。
	工事中	工事写真				・標準仕様書(建築1.2.4、電気設備1.2.4、機械設備1.2.4)		・4-3 16参照
4-45	工事中	施工報告書				・標準仕様書(建築1.5.4、電気設備1.5.2、機械設備1.5.3)		・4-3 12参照
4-46	工事中	工事記録簿				・静岡県建設工事請負契約約款第11条	第22条の2	・4-3 13参照

## 4 - 5 建築・設備工事関係書類一覧表

### (1) 提出、提示が必要な書類

小規模工事、少額工事の場合は一部書類を除く

ページ 番号	時期	書類名	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	静岡県 建設 工事 執行 規則	備考
			提出		提示			
			監督員	契約 担当課	受注者 保管			
<b>D 工事完成時に作成する書類</b>								
4-47	完成時	完成届出書				・静岡県建設工事請負契約約款第31条	第39条	
4-48	完成時	引渡書(目録)				・標準仕様書(建築1.7.1、電気設備1.7.1、機械設備1.7.1)		・現場説明書に定められた方法により提出する。
	完成時	完成写真				・現場説明書		・現場説明書に定められた方法により提出する。
	完成時	完成図				・標準仕様書(建築1.7.1、1.7.2、電気設備1.7.1、1.7.2、機械設備1.7.1、1.7.2)		・現場説明書に定められた方法により提出する。
	完成時	保全に関する資料				・標準仕様書(建築1.7.3、電気設備1.7.3、機械設備1.7.3)		・現場説明書に定められた方法により提出する。
	完成時	建設業退職金共済証紙受払簿の写し				・静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱第5		
4-49	完成時	再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書				・特記仕様書		・建設副産物情報交換システム(COBRIS)に登録して書類を作成する。
	完成時	電子データを記録させたCD-R				・電子納品特記仕様書		
<b>E 工事検査終了後に作成する書類</b>								
	検査 終了後	請求書				・静岡県建設工事請負契約約款第32条	第40条	
4-54	検査 終了後	請求明細書				・静岡県建設工事執行規則第40条	第40条	・請求書と共に提出する。

## 4 - 5 建築・設備工事関係書類一覧表

### (2) 該当があった場合に提出、提示する書類

小規模工事、少額工事の場合は一部書類を除く

ページ 番号	時期	書類名	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	静岡県 建設 工事 執行 規則	備考
			提出		提示			
			監督員	契約 担当課	受注者 保管			
<b>A 契約する前に作成する書類</b>								
4-55	契約前	建設リサイクル法に基づく説明書				・建設リサイクル法第12条		・建設リサイクル法対象工事の場合は、提出する。 ・工事内容に応じて「別表1~3」4-104~106を添付する。
4-56	契約前	建設リサイクル法第13条及び同省令第4条に基づく書面				・建設リサイクル法第13条		・建設リサイクル法対象工事の場合は、提出する。
<b>B 契約した時に作成する書類</b>								
	契約時	工事実績情報システム(CORINS)の登録内容確認書(受注時)				・工事カルテ特記仕様書 ・現場説明書		・請負契約締結後10日以内 ・4-2 2参照
	契約時	工事実績情報システム(CORINS)の登録内容確認書(工期等変更時)				・工事カルテ特記仕様書		・変更があった日から10日以内 ・4-2 2参照
4-60	契約直後	主任技術者等の経歴書						・4-2 1参照
<b>C 工事着手前に作成する書類</b>								
4-61	工事 着手前	建設リサイクル法に基づく告知書(写し)						・建設リサイクル法対象工事の場合は、提出する。
4-62	工事 着手前	現場代理人の兼任申請書				・「現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」(建経業第328号R4.3.14交通基盤部長通知)		・他の工事現場の現場代理人と兼任しようとする場合は、提出する。
4-63	工事 着手前	現場代理人・業務代理人兼任申請書				・「県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の兼任に関する取扱いについて(通知)」(建業第320号R3.2.26交通基盤部長通知)		・現場代理人と業務代理人を兼任しようとする場合は、提出する。
4-64	工事 着手前	VE提案書				・契約後VE特記仕様書(静岡県建設工事請負契約約款第19条の2)		・VE提案する場合は、提出する。
4-68	工事 着手前	実地確認の記録				・静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第10条		・様式は任意だが、県廃棄物リサイクル課のHPに公表しているチェックシート例を参考に作成する。
4-73	工事 着手前	使用材料(機材)報告書				・標準仕様書(建築1.4.2、電気設備1.4.2、機械設備1.4.2)		・施工計画書に記載した使用予定の材料について、品質等を証明する資料を別に提出する場合は、この様式を使用する。 ・4-3 14参照
	工事 着手前	施工管理技術者通知書				・標準仕様書(建築1.3.2)		・4-3 4参照
	工事 着手前	工用電力設備の保安責任者通知書				・標準仕様書(建築1.3.4)		・4-3 5参照
	工事 着手前	技能士の資格を証明する資料				・標準仕様書(建築1.5.2、機械設備1.5.2)		・4-3 6参照
	工事 着手前	技能資格者の資格又は能力を証明する資料				・標準仕様書(建築1.5.3)		・4-3 7参照
4-75	工事 着手前	同等品使用願				・特記仕様書		・4-3 15参照
	工事 着手前	木材・木製品の合法性、持続可能性を証明する資料				・標準仕様書(建築1.4.2)		・製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、提出する。

## 4 - 5 建築・設備工事関係書類一覧表

### (2) 該当があった場合に提出、提示する書類

小規模工事、少額工事の場合は一部書類を除く

ページ 番号	時期	書類名	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	静岡県 建設 工事 執行 規則	備考
			提出		提示			
			監督員	契約 担当課				
4-76	工事 着手前	労働関係法令等遵守の誓約書				・公契約に係る「労働関係法令等遵守の誓約書」に関する事務取扱要領	・契約書の作成を省略する案件については、本誓約書の提出を省略できる。	
	工事 着手前	解体等工事に係る事前調査説明書				・大気汚染防止法第18条の15第1項	・解体工事、改修工事の場合、事前調査の結果を発注者に書面で報告する。	
<b>D 工事施工中に作成する書類</b>								
	工事中	各種試験成績書				・標準仕様書(建築1.5.6、電気設備1.5.4、機械設備1.5.5)		・各種試験に関する資料も添付のこと。
4-80	工事中	材料検査簿				・静岡県建設工事執行規則第24条 ・特記仕様書	第24条	・4-3 10参照
4-81	工事中	発生材報告書				・標準仕様書(建築1.3.11、電気設備1.3.9、機械設備1.3.9)		・特記により引渡しを要するものと指定されたもの、現場において再資源化を図ると指定されたものについて提出する。
4-82	工事中	週間工程表				・標準仕様書(建築1.2.1、電気設備1.2.1、機械設備1.2.1) ・標準仕様書(建築1.5.4、電気設備1.5.2、機械設備1.5.3)		・監督員の指示を受けた場合は、提出する。
4-83	工事中	月間工程表				・標準仕様書(建築1.2.1、電気設備1.2.1、機械設備1.2.1) ・標準仕様書(建築1.5.4、電気設備1.5.2、機械設備1.5.3)		・監督員の指示を受けた場合は、提出する。
4-84	工事中	休日・夜間作業届				・標準仕様書(建築1.3.5、電気設備1.3.3、機械設備1.3.3)		・4-3 9参照
	工事中	室内空気中の化学物質の濃度測定結果報告書				・特記仕様書		・特記仕様書により、濃度測定を実施する場合は、提出する。
	工事中	静岡県産材販売管理票の写し				・特記仕様書		・静岡県産材証明制度による県産材を使用した場合は、提出する。
4-85	工事中	営繕工事事故速報(営繕工用)				・営繕工事事故対応マニュアル		・事故が発生した場合、直ちに連絡し、速やかに概要を書面で報告(FAX又はメール)する。
4-86	工事中	事故速報(公営住宅用)				・工事事故対応マニュアル(公営住宅課用)		・事故が発生した場合、直ちに連絡し、速やかに概要を書面で報告(FAX又はメール)する。
4-87	工事中	事故発生報告書				・特記仕様書		・監督員が作成を指示した後、速やかに作成・提出する。
	工事中	事故報告書[受注者用]				・特記仕様書		・登録を要する事故の場合は、監督員から連絡を受けた後、国土交通省SAS(建設工事事故データベースシステム)へ登録する。
4-89	工事中	地震・異常気象時現場点検報告書				・特記仕様書		・当該施工現場を対象とする観測エリアにおいて、震度4以上の地震が発生した場合、直ちに現場点検を行い、速やかに報告(FAX又はメール)する。 ・当該施工現場を対象とする観測エリアにおいて、大雨警報、暴風警報及び大雪警報が発令した場合、直ちに現場点検を行い、必要な保全措置を講じ、速やかに報告(FAX又はメール)する。
4-90	工事中	工期延長請求書				・静岡県建設工事請負契約約款第21条	第30条	・工期の延長変更を請求する場合は、提出する。
4-91	工事中	変更工程表				・静岡県建設工事執行規則第30条	第30条	・工期延長請求書に添えて提出する。

## 4 - 5 建築・設備工事関係書類一覧表

### (2) 該当があった場合に提出、提示する書類

小規模工事、少額工事の場合は一部書類を除く

ページ 番号	時期	書類名	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	静岡県 建設 工事 執行 規則	備考
			提出		提示			
			監督員	契約 担当課				
<b>E 工事完成時に作成する書類</b>								
4-92	完成時	交通誘導警備員勤務実績 報告書				・参考様式		
	完成時	工事实績情報システム (CORINS)の 登録内容確認書(完成時)				・工事カルテ特記仕様書		・4-2 2参照
4-93	完成時	再資源化等報告書				・建設リサイクル法 ・特記仕様書		・建設リサイクル法対象工事の場 合は、提出する。 ・工期内に再資源化処理が完了し ない場合は、再処理施設へ搬入済 みであることが確認できる書類を 添えて提出する。再資源化が完了 した時点で報告書を再度提出す る。
4-95	完成時	創意工夫・工事特性・社 会性等に関する実施状況 (説明資料)				・静岡県建設工事成績評定要 領の運用について 2(4)		・4-3 18参照
<b>F 工事検査時に作成する書類</b>								
4-97	検査時	中間検査申請書				・静岡県建設工事検査要領第7 条		・特記仕様書により、中間検査の 対象工事となる場合は、提出す る。
4-98	検査時	出来形確認請求書				・静岡県建設工事請負契約約 款第37条	第45条	・部分払いを請求する場合は、提 出する。
<b>G 工事検査終了後に作成する書類</b>								
4-100	検査 終了時	修補完了届出書				・静岡県建設工事執行規則第 39条	第39条	・修補指示を受けた場合は、提出 する。

## 4 - 5 建築・設備工事関係書類一覧表

### (3) 発注者が作成する書類

小規模工事、少額工事の場合は一部書類を除く

ページ番号	時期	書類名	発注者作成書類提出先等	提出根拠等	静岡県建設工事執行規則	備考
<b>A 契約した時に作成する書類</b>						
4-101	契約時	監督員通知書	受注者	・静岡県建設工事請負契約約款第9条	第21条	
4-102	契約時	監督員変更通知書	受注者	・静岡県建設工事請負契約約款第9条	第21条	
<b>B 工事着手前に作成する書類</b>						
4-103	工事着手前	建設リサイクル法に基づく通知書	所管行政庁	・建設リサイクル法第11条		・建設リサイクル法対象工事の場合は、通知する。
4-107	工事着手前	VE提案採否通知書	受注者	・契約後VE特記仕様書(静岡県建設工事請負契約約款第19条の2)		・VE提案を受けた場合は、通知する。
<b>C 工事施工中に作成する書類</b>						
4-108	工事中	部分使用承諾願	受注者	・静岡県建設工事請負契約約款第33条		・発注者が引渡し前において、工事目的物の全部又は一部を使用したい場合は、提出する。
4-44	工事中	指示、承諾、協議書	受注者	・標準仕様書(建築1.1.8、電気設備1.1.8、機械設備1.1.8)		・設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、この様式により行う。
4-109	工事中	工事事故等発生報告書	建築企画課	・営繕工事事故対応マニュアル ・工事事故対応マニュアル(公営住宅課用)		・登録を要する事故の場合は、作成する。 ・様式第2号「事故報告書[発注者用]」については、国土交通省SAS(建設工事事故データベースシステム)へ登録の上、受注者に連絡し、受注者と共にシステムにより作成する。
<b>D 工事完成時に作成する書類</b>						
4-114	完成時	工事監理報告書	建築主(静岡県知事)	・建築士法第20条第3項		・建築士(一級建築士、二級建築士及び木造建築士)による工事監理が必要な工事の場合は、作成する。
<b>E 工事検査時に作成する書類</b>						
4-116	検査時	受託検査依頼書	工事検査課	・静岡県建設工事検査要領の運用について		・発注者が教育委員会又は警察本部の工事で、本庁検査を依頼する場合は、提出する。
4-117	検査時	工事検査申請書	検査実施所属	・静岡県建設工事検査要領第7条		
4-118	検査時	工事検査記録	検査実施所属	・静岡県建設工事検査要領第7条		
	検査時	工事成績採点表	検査実施所属	・静岡県建設工事成績評定要領第5条		・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。
4-119	検査時	工事成績評定通知書	受注者	・静岡県建設工事成績評定要領第8条		・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。
	検査時	考查項目別運用表(建築・設備工事)	検査実施所属	・静岡県建設工事成績評定要領の運用について 2(1)		・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。
	検査時	細目別評定点採点表	検査実施所属	・静岡県建設工事成績評定要領の運用について 2(2)		・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。
	検査時	「施工プロセス」チェックリスト	検査実施所属	・静岡県建設工事成績評定要領の運用について 2(3)		・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。
4-121	検査時	出来形歩合調書	契約担当課			・部分払いの請求を受けた場合は、作成する。

## 4 - 6 建築・設備工事関係書類





## 主任技術者等通知書

1 建設工事名

\_\_\_\_\_ 工事

( 年 月 日契約締結)

2 主任技術者等の氏名

区 分	職 名	氏 名	担当工事種類	資 格 区 分	
				第7条 第2号	第15条 第2号
主任技術者				イロハ	
専任の主任技術者				イロハ	
専任の監理技術者					イロハ
現場代理人					
専門技術者				イロハ	

先に請負契約を締結した建設工事の主任技術者等の氏名等を、上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

備考 資格区分欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ、ロ若しくはハのうち、該当するもので囲むこと。

## 情報共有・電子納品 事前協議チェックシート（工事用）

## (1) 基本情報

工事番号	(記載例: 31-A1234-01-11-01)		
工事名			
電子納品	<input type="checkbox"/> 対象とする	<input type="checkbox"/> 対象としない	対象としない理由:
情報共有	<input type="checkbox"/> 利用する	<input type="checkbox"/> 利用しない	

## (2) 適用要領・基準類

静岡県営繕工事電子納品要領	<input checked="" type="checkbox"/> R03.04 <input type="checkbox"/> それ以外( )	静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ガイドライン	<input checked="" type="checkbox"/> R03.04 <input type="checkbox"/> それ以外( )
静岡県CAD図面作成要領	<input checked="" type="checkbox"/> H30.04 <input type="checkbox"/> それ以外( )	営繕工事写真撮影要領	<input checked="" type="checkbox"/> H30.04 <input type="checkbox"/> それ以外( )

## (3) インターネットアクセス環境

発注者	電子メール 受信可能ファイルの容量	<input checked="" type="checkbox"/> 2Mbyte未満
受注者	電子メール 受信可能ファイルの容量	<input type="checkbox"/> 5Mbyte以上 <input type="checkbox"/> 5Mbyte未満 <input type="checkbox"/> 1Mbyte未満

## (4) 対象項目

フォルダ	提出方法 ( を記入) 併用の場合は複数記入		電子納品 対象項目 ( を記入)		納品項目	備考
	電子	紙	選択	必須項目		
<root>					工事概要	
DRAWINGF					完成図 施工図	レイヤリスト共
MAINT					施設利用説明書 取扱説明書	
PLAN			○		施工計画書	
SCHEDULE			○		実施工程表等 工事工程月報 休日夜間作業届	
MEET			○		工事打合せ簿 工事実績(コリンズ)データ	
MATERIAL			○		施工体系図 施工体制台帳 使用材料(機器)報告書 使用材料品質証明書 県産材販売管理表の写し	
PROCESS					出来形管理 品質管理表	
INSPECT					完成届 中間検査申請書	
SALVAGE			○		再生資源利用促進計画書等 建設副産物処理 残土処分	
OTHERS			○		工事記録簿 安全・訓練等の実施報告書 建退共証紙受払簿(写) 総合評価履行確認シート 創意工夫・社会性に関する実施状況	
PHOTO					工事写真、完成写真	目次共
BORING 1	-		-	-	地質土質調査	
ICON 2	-		-	-	i-Construction関連	

1 地質土質調査成果がある場合に対象とします。

2 i-Constructionに関連する電子成果がある場合に対象とします。

## (5) ボーリング納品データの取扱い(地質土質調査成果がある場合)

外部公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 非公開の場合は理由を記載:
---------	--

## (6) 検査方法

機器の準備	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者 <input type="checkbox"/> 発注者
代表写真の紙媒体での提出	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要
完成書類の検査方法 併用の場合は複数チェック	<input type="checkbox"/> 情報共有システム <input type="checkbox"/> 電子媒体 <input type="checkbox"/> 紙 (ダウンロードデータ含む)
工事写真の検査方法	<input type="checkbox"/> 電子 <input type="checkbox"/> 紙 紙の場合は理由を記載:

施工体制台帳

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	代表者名
住所	
工事名称及び工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
	契約日 年 月 日

[会社名・事業者ID] \_\_\_\_\_  
 [事業所名・現場ID] \_\_\_\_\_

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大臣特定 工業業知事一般	第 号	年 月 日
	大臣特定 工業業知事一般	第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容	
工事注名称及び住所	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
	契約日 年 月 日

営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
		下請契約				

発注者の監督員名	権限及び意見申出方法
----------	------------

監督員名	権限及び意見申出方法	権限及び意見申出方法
現場代理人名	権限及び意見申出方法	権限及び意見申出方法
主任技術者名	資格内容	資格内容
主任技術者兼任名	資格内容	資格内容
専門技術者名	資格内容	資格内容
	資格内容	資格内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無

建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号	許可(更新)年月日
	大臣特定 工業業知事一般		第 号	年 月 日
	大臣特定 工業業知事一般		第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
		事業所整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名	権限及び意見申出方法	安全衛生責任者名
		安全衛生推進者名
		雇用管理責任者名
		専門技術者名
		資格内容
		資格内容
		担当工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無

施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- 発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特定することなく雇用されている有ることを証する書面又はこれらの写し
- 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し



様式第6号

作業員名簿

( 年 月 日作成)

事業所の名称  
・現場ID

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

一次会社名  
・事業者ID

元請  
確認欄

提出日 年 月 日

( 次)会社名  
・事業者ID

番号	ふりがな		職 種	生年月日		健康保険		建設業退職金 共済制度	教育・資格・免許		入籍年月日
	氏名	技能者ID		年齢	職	年金保険	雇用保険		雇入・職長 特別教育	技能講習	
				年 月 日	年 月 日						年 月 日
				歳	歳						年 月 日
				年 月 日	年 月 日						年 月 日
				歳	歳						年 月 日
				年 月 日	年 月 日						年 月 日
				歳	歳						年 月 日
				年 月 日	年 月 日						年 月 日
				歳	歳						年 月 日
				年 月 日	年 月 日						年 月 日
				歳	歳						年 月 日
				年 月 日	年 月 日						年 月 日
				歳	歳						年 月 日
				年 月 日	年 月 日						年 月 日
				歳	歳						年 月 日

(注)1. 印刷には次の記号を入れる。

- (男) ...現場代理人 (作) ...作業主任者(注)2. (女) ...女性作業員 (米) ...18歳未満の作業員
- (主) ...主任技術者 (雇) ...職 長 (安) ...安全衛生責任者 (能) ...能力向上教育 (再) ...危険有害業務・再発防止教育
- (外) ...外国人技能実習生 (就) ...外国人建設就労者 (特) ...1号特定技能外国人

(注)2. 作業主任者は作業を直接指揮する職務を司るので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としないなければならない。

- (注)3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
- (注)4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一括でもよい。
- (注)5. 資格・免許等の写しを添付すること。
- (注)6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設関係、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
- (注)7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
- (注)8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合は左欄に「日雇保険」と記載)専業主婦である等により雇用保険の適用除外である場合は左欄に「適用除外」と記載。
- (注)9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
- (注)10. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
- (注)11. 建設工事に関する知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録 基幹技能者、 級 施工管理技士)を有する場合は「免許」欄に記載。
- (注)12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。



令和 年 月 日

# 総合施工計画書 (作成例)

〇〇土木事務所長 様

受注者

現場代理人

令和 年度 [ 第 - - 号 ] 工事

標記について、標準仕様書等に基づき提出します。

# 目次

	記載項目	ページ
1	一般事項	1
	1 - 1 適用図書等	
	1 - 2 協議等	
2	工事概要	
	2 - 1 工事概要	
	2 - 2 工事内容	
	2 - 3 主要工種	
3	工程管理計画	
	3 - 1 実施工程表	
	3 - 2 工程管理方針	
4	品質計画	
	4 - 1 施工体制	
	4 - 2 品質目標	
	4 - 3 品質管理	
5	安全対策	
	5 - 1 緊急時の体制及び対応	
	5 - 2 安全対策	
	5 - 3 安全活動	
6	環境対策	
7	共通仮設計画	
8	産業廃棄物の適正処理	
	8 - 1 再生資源利用計画書ほか	
	8 - 2 産業廃棄物処理フロー図	
9	その他	
	9 - 1 総合評価関係等	
	9 - 2 関係官公署との調整等	
	9 - 3 その他	

## 1 一般事項

### 適用範囲

本総合施工計画書は、  
「令和 年度 [ 第 - - 号 ] 工事」  
に適用する。

### 1 - 1 適用図書等

#### ( 1 ) 適用図書

すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の順番のとおりとする。

質問回答書 ( から に対するもの )

現場説明書

特記仕様書

図面

公共 工事標準仕様書 ( 平成 年版 )

#### ( 2 ) 関係法規

工事の施工にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。

#### ( 3 ) 参考図書

工事の施工にあたり、次の図書を参考とする。

- ・ 建築工事監理指針 ( 上下巻 ) ( 平成 版 )
- ・ 電気設備工事監理指針 ( 平成 版 )
- ・ 機械設備工事監理指針 ( 平成 版 )

### 1 - 2 協議等

- ・ 監督員への協議、提出、報告等は書面をもって行う。
- ・ 特に設計変更に関係するものは監督員と協議し、事前に承諾を得てから施工する。
- ・ 設計図書の照査の結果、現場との相違事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出して確認を受ける。

## 2 工事概要

### 2 - 1 工事概要

工事名	令和 年度 [ 第 - - 号 ] 工事
工事場所	市 地内
発注者	土木事務所 所長
監督員	総括監督員 建築住宅課 課長 主任監督員 同 主査 担当監督員 同
設計者	(株) 建築設計事務所
工事監理者	建築住宅課 課長
受注者	建設(株) 代表取締役 所在地： 静岡県 市 - 電 話： - - 現場代理人：
請負金額	, , 円
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

### 2 - 2 工事内容

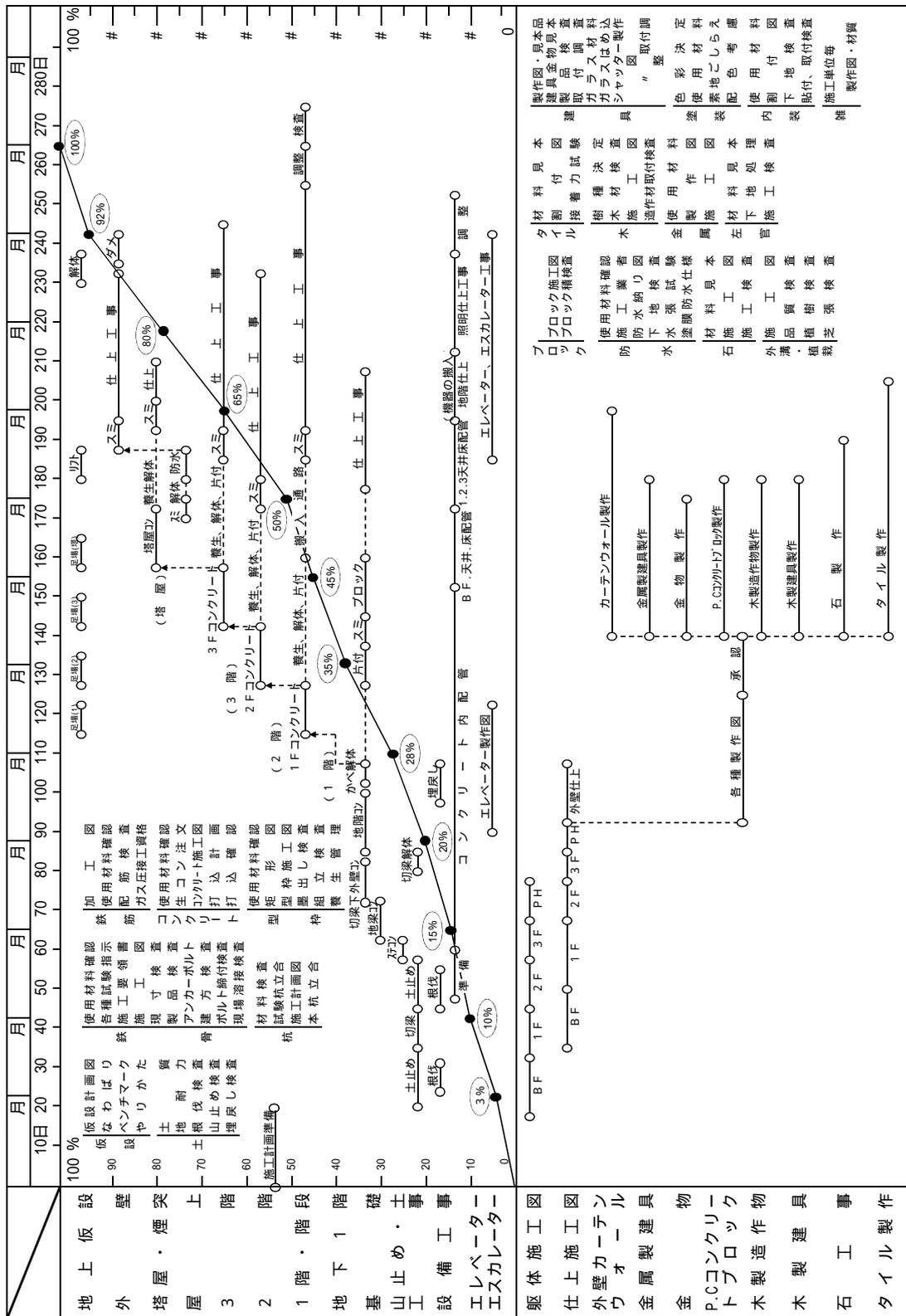
建物名称	棟
工事種別	改修
建築面積	m <sup>2</sup>
延べ面積	m <sup>2</sup>
階 数	地上 階 地下 階
高 さ	m
構 造	造
工事内容	外壁改修工事、防水改修工事 各一式



### 3 工程管理計画

#### 3-1 実施工程表

鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階 事務所建築工事 実施工程表<例>



### 3 - 2 工程管理方針

#### (1) 工事進捗管理

工事全体の工程管理について記載する(変更があった場合、遅れが生じた場合、月例報告の方法、作業員の休日確保の方法等)。

#### (2) 月間工程管理

月間工程表の作成・提出方法等について記載する。

#### (3) 週間工程管理

週間工程表の作成・提出方法等について記載する。

#### (4) 毎日の工程管理

毎日、現場で行う連絡・調整等について記載する。

#### (5) 工事作業日

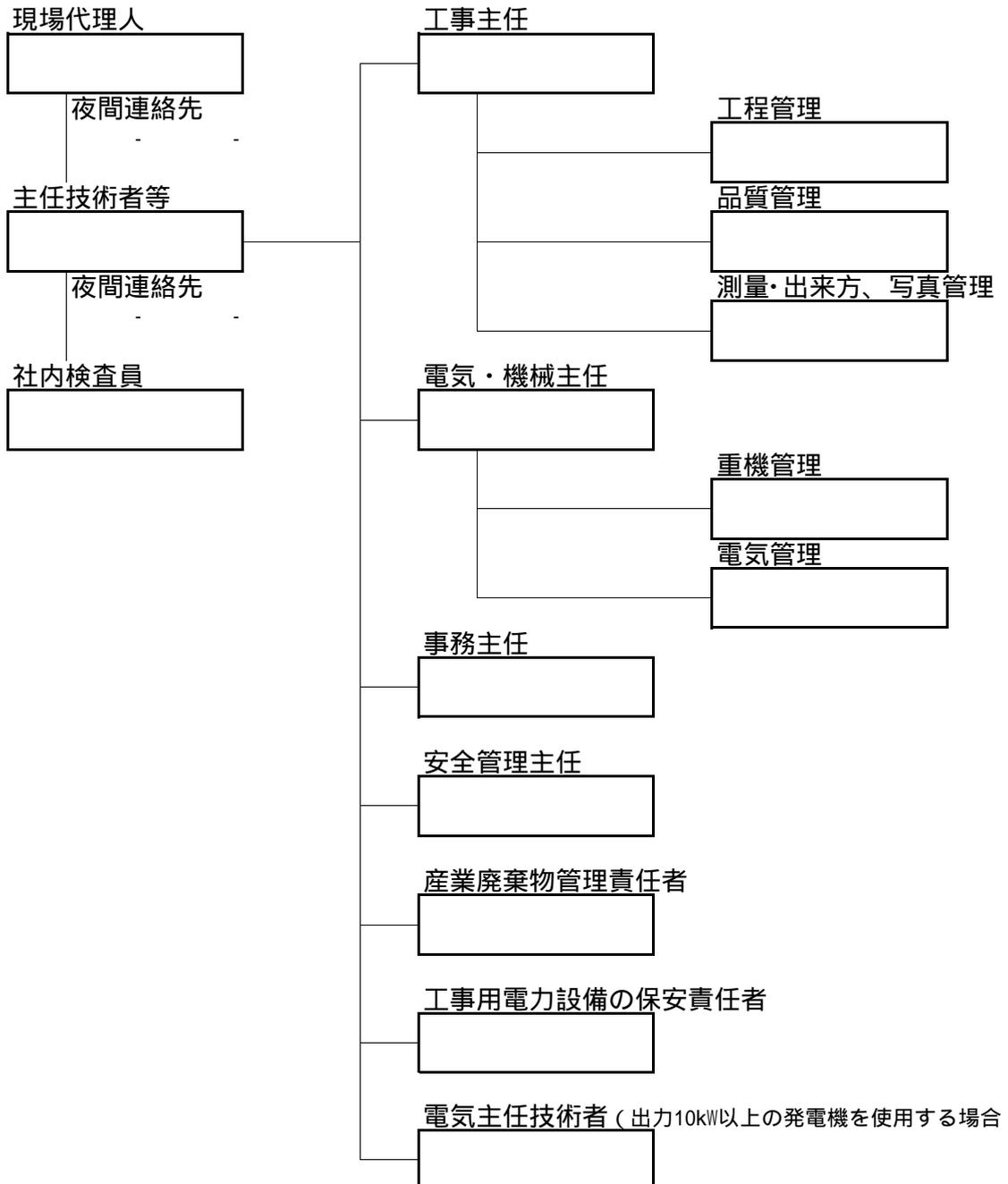
- ・工事作業を行う日は、 曜日から 曜日とする。
- ・日曜日は原則として休工日とする。工程上やむを得ず休日に作業する場合は安全管理体制を整えた上で休日作業届監督員へ提出し、承諾を得る。
- ・作業時間は原則として午前 時から午後 時までとする。ただし、等の作業でやむを得ない場合は、時間外の作業を行う場合もある。
- ・年末年始の休工日は、令和 年12月 日から令和 年1月 日とする。

#### 4 品質計画

##### 4 - 1 施工体制

###### ( 1 ) 現場組織表

現場事務所 所在地： 市 電話： - -





#### 4 - 2 品質目標

使用予定の材料、仕上げ状態、機能・性能・精度について、設計図書及び標準仕様書に定められた基本要品質を工種別施工計画書に明記する。旨を記載する。

#### 4 - 3 品質管理

##### (1) 材料、仕上げ状態、機能・性能・精度及び出来形等の管理

工種別施工計画書に明記する事項について記載する。

<例> ・使用資材メーカーリストの提出

- ・主要材料の規格・品質証明書
- ・品質管理基準(品質管理基準値、品質管理方法等)の設定
- ・出来方管理基準(出来方管理基準値、測定位置、測定頻度等)の設定
- ・品質管理基準、出来方管理基準による自主検査記録の作成
- ・施工に関して試験を要するものの試験結果報告書を提出する項目
- ・各種保証書を提出する項目
- ・製作図・承諾図の作成・提出
- ・施工図の作成

##### (2) 工種別施工計画書作成・提出計画

工種別施工計画書を作成・提出する工種と提出予定時期を記載する。

##### (3) 監督員の検査・立会項目と予定時期

監督員の検査・立会項目と予定時期を記載する。

##### (4) 写真管理計画

「工事写真の撮り方( 編)」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参照して写真管理計画を作成する。

##### (5) 重要管理事項

次の項目を考慮して記載する。

- ・設計意図の伝達や工事監理方針等において監督員から指示があったもの
- ・特殊材料や特殊工法を使用するもの
- ・その他品質管理上重要と思われるもの

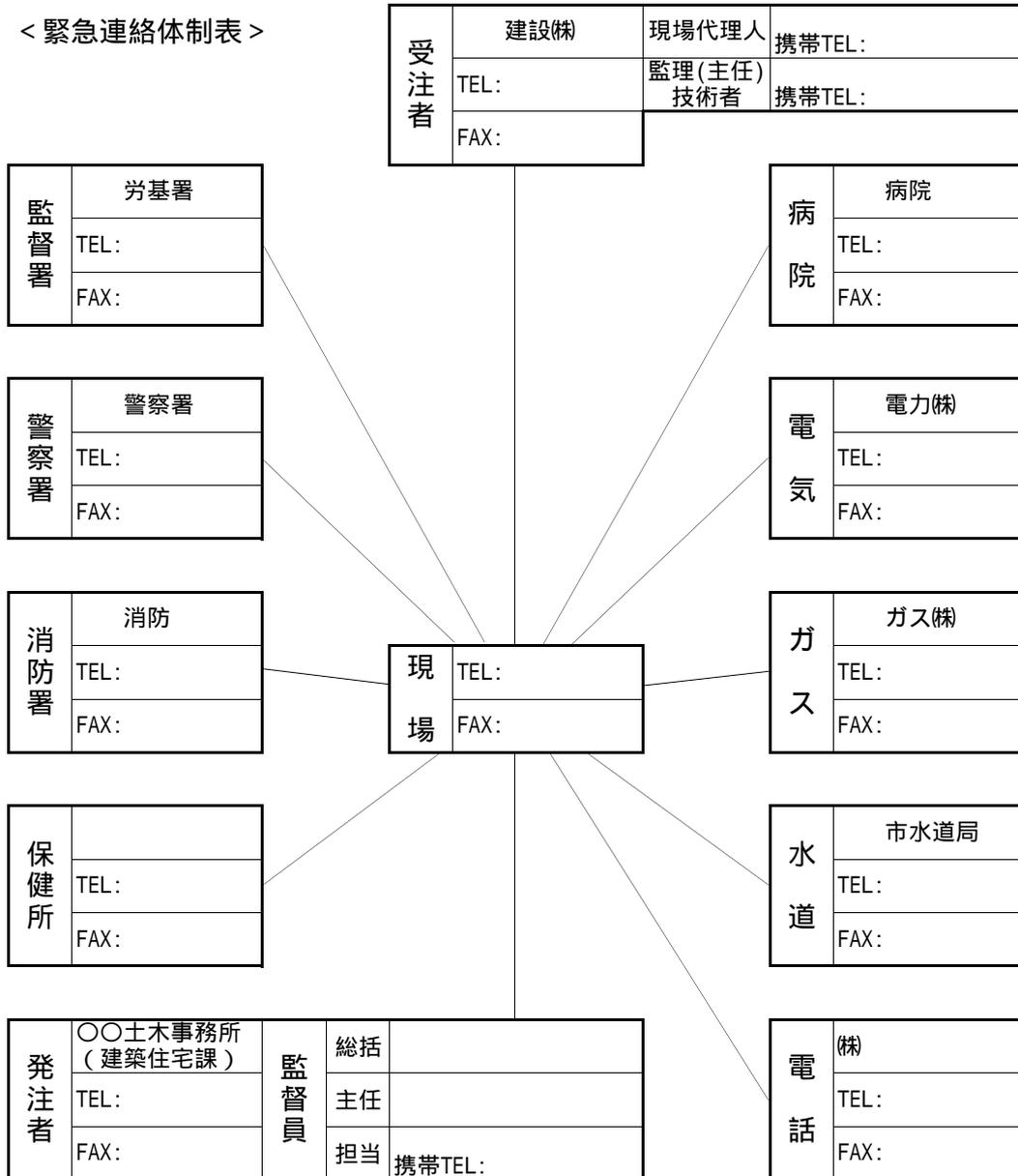
## 5 安全対策

### 5 - 1 緊急時の体制及び対応

#### ( 1 ) 緊急時の連絡系統図

事故等の緊急事態発生時に対応できるよう監督員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。

##### < 緊急連絡体制表 >



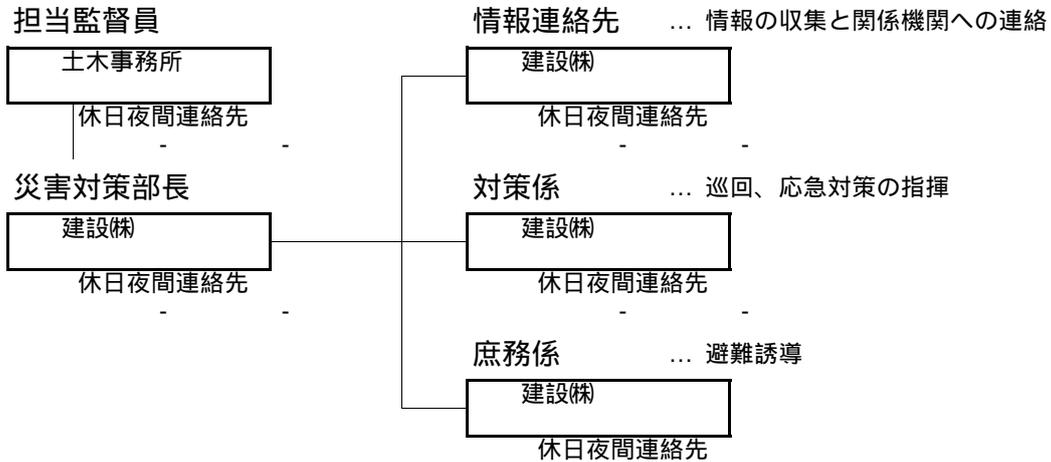
#### ( 2 ) 不慮の事故が発生した場合

不慮の事故が発生した場合には、人命救助を最優先して対応すると共に、所定の様式により早急に発注者に事故報告書を提出する。

( 3 ) 異常気象時等の体制

異常気象時(大雨 / 暴風 / 大雪警報時)及び震度 4 以上の地震発生時には、下記異常気象時等体制表に基づき現場点検と必要な保全措置を行い、地震・異常気象時現場点検報告書(様式 36)をもって速やかに監督員へ報告する。

< 異常気象時等体制表 >



5 - 2 安全対策

( 1 ) 安全衛生管理体制表

下表の体制をもって、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておく。

< 安全衛生管理体制表 >



( 2 ) 防火管理組織編成表

防火管理のため組織を確立し、火元責任者及び危険物取扱責任者を明確にする旨を記載する。

< 防火管理組織編成表 >



(3) 作業主任者/有資格者一覧表

< 作業主任者一覧表 >

資格名	氏名	会社名	業務内容	資格交付番号
足場組立等作業主任者		建設(株)	外部足場 高さ20m	
有機溶剤取扱作業主任者		(株) 塗装	防水・塗装	
石綿取扱作業主任者		(有) 解体	石綿除去	

- ・作業主任者を選任した作業については、それぞれの主任者が当該作業の直接指揮を行う。
- ・選任した作業主任者は、現場に氏名・実施する項目等を掲示し、関係者に周知する。

< 有資格者一覧表 >

資格名	氏名	会社名	取得年月日	資格交付番号
玉掛け		工業(株)	年 月 日	
ガス圧接		(株)	年 月 日	

作業主任者/有資格者が未定の場合は「未定」と記載し、別途工種別施工計画書に記載する。

5 - 3 安全活動

安全活動(災害防止協議会・店社パトロール・安全教育・KY等・新規入場者教育)、仮設備点検(過積載防止・機械車輛の点検整備・足場や支保工の点検)等の具体的な内容や頻度を記載する。

6 環境対策

今回工事に関係する事項について、対策を記載する。

( 1 ) 騒音・振動対策

( 2 ) 粉塵対策

( 3 ) 水質汚濁対策

( 4 ) 大気汚染対策

( 5 ) 土壌汚染対策

( 6 ) 地盤沈下対策

( 7 ) 近隣苦情対応

## 7 共通仮設計画

仮設計画図等を用いて、仮設建物・資機材仮置場等の配置、資機材搬出入ルート、仮囲い・工事標識・保安施設・防護施設の位置、仮設電気・水道の引き込み方、揚重機の配置計画、足場計画、交通誘導員配置等を具体的に記載する。

## 8 産業廃棄物の適正処理

発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用に努める。

なお、発生材の処理及び管理は以下による。

- ・ 再利用・再資源化を図るもの以外の発生材は、すべて構外に搬出し、関係法令に従って適正に処理する。
- ・ 発生材の処理を委託した場合、産業廃棄物管理票(マニフェスト)によって管理する。なお、電子マニフェストを使用することを原則とする。
- ・ 廃棄物管理の責任者は「4 - 1 ( 1 ) 現場組織表」による。

### 8 - 1 再生資源利用計画書ほか

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記事項について計画する。

- ・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は後添のとおり。
- ・ 発生材の抑制・再利用・再資源化を積極的に行う。
- ・ 現場内での分別収集を徹底する。

### 8 - 2 産業廃棄物処理フロー図

- ・ 産業廃棄物は後添の処理フロー図により適正に処理する。
- ・ 処理フロー図の記載内容に変更があった場合は、その都度速やかに監督員に報告する。

再生資源利用計画書  
建設資材搬入工事用  
添付

再生資源利用促進計画書  
建設副産物搬出工事用  
添付



## 9 その他

### 9 - 1 総合評価関係等

総合評価時に提案した施工計画書、総合評価における技術提案確認表等を添付する。

### 9 - 2 関係官公署との調整等

関係機関への申請・届出等の状況についてはその都度報告する。

提出書類	関係機関	提出予定時期
足場設置届	労働基準監督署	年 月初旬
道路使用許可申請	道路管理者( 市役所)	年 月初旬
特定建設作業実施届(騒音、振動規制法関係)	市役所	年 月中旬
特定粉じん排出等作業実施届出書	健康福祉センター	年 月中旬
防火対象物使用開始届出書	消防署	年 月下旬
消防用設備等設置届出書	消防署	年 月下旬

### 9 - 3 その他

その他契約図書及び監督員の指示で、総合施工計画書に記載を必要とするものを記載する。



(様式1)

建設工事執行規則

(第21条関係)

工事番号										指示・承諾・協議・提出・報告書			
建設工事名		年度			工事			請負代金額		円			
建設工事箇所		市 町 郡			着手完了年月日			年 月 日		年 月 日			
下記のように指示、承諾、協議、提出、報告する。 願いたい。  年 月 日							契約担当者						
							監督員						
							受注者						
							現場代理人						
上記について承諾する。受理する。  年 月 日							契約担当者		承諾の場合は署名とする。				
							監督員						
							受注者						
							現場代理人						

- 注1 不要な文字は=で消すこと。
- 注2 起案用、監督用、受注者用の3部とする。
- 注3 起案用は上欄に決裁欄を設ける。

令和 年 月 日

監督員

様

受注者  
現場代理人

主任(監理)技術者

## 施 工 報 告 書

下記の通り完了したので、報告します。

工事名 \_\_\_\_\_ 工事

区 分	工 種 別	部 位	内 容	記 事	監 督 員 印 検

## 工 事 記 録 簿

建設工事名	
建設工事箇所	
着手年月日	
完成年月日	

年 月 日	曜 日	天 候	記 録	摘 要


- 備考
- 1 記録欄には、現場の作業状況又は監督員の指示等若しくは指示等に対する処理状況等について記入すること。
  - 2 摘要欄については、指示等を行った監督員名等を記入すること。



## 引 渡 書 ( 目 録 )

発注者

様

住所  
受注者 商号  
氏名

下記のとおり引渡しますから御査収願います。

### 記

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所
- 3 引渡し年月日
- 4 引渡し品目録
  - 1 ) 完成図 原図 部  
製本 部 ・ 折りたたみ 部  
・ 二つ折り ( サイズ ) 部  
・ 二つ折り ( サイズ ) 部
  - 2 ) 完成写真 部
  - 3 ) 工事写真 部
  - 4 ) 関係書類 ・ 工事関係書類 部  
・ 完成図書 部
  - 5 ) 鍵・予備品 別紙鍵・予備品一覧表
  - 6 ) 電子納品 ・ CD 枚  
・ DVD 枚

上記のとおり受領しました。

年 月 日

担当者職氏名





様式1 再生資源利用実施書 - 建設資材搬入工事用 - 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」対応版 -

1. 工事概要 (赤着色セルは必須入力箇所です。)

Form for project details including applicant information, company details, and project location. Includes fields for name, address, phone, and dates.

Form for construction details including site name, construction start/end dates, and area. Includes a section for construction type and a note about construction volume.

2. 建設資材利用実施

Main table for construction material utilization. Columns include material type, quantity, and utilization status. Includes a summary row for total utilization.

Code 56: List of materials used in construction, categorized by material type and quantity.

Code 57: List of materials used in construction, categorized by material type and quantity.

Code 58: List of materials used in construction, categorized by material type and quantity.

Code 59: Information regarding construction materials, including site location and material type.

Code 60: Information regarding construction materials, including site location and material type.

# 様式2 再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出実施

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

建設副産物の種類	発生量		現場内利用・減量		現場外搬出について				再生資源利用促進率 ②・③・⑤ (%)	
	①発生量 (細別等) ②・③・④ 小数量第三位まで	③減量化率 法 ④ 小数量第三位まで	現場内利用		搬出先名称 2)所まで記入で済まず、4)所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	住所コード *4	運搬距離 *10 km	搬出先からの距離 *13 km		④現場外搬出量 小数量第三位まで
			用途 コード *10	②利用量 小数量第三位まで						
コンクリート塊	0.000 トン				搬出先1				0.000 トン	0 %
建設発生木材A (1.5m×1.2m×2.4m未満)	0.000 トン				搬出先1				0.000 トン	0 %
アスファルト・コンクリート塊	0.000 トン				搬出先1				0.000 トン	0 %
その他がれき類	0.000 トン				搬出先1				0.000 トン	0 %
建設発生木材B (1.5m×1.2m×2.4m以上)	0.000 トン				搬出先1				0.000 トン	0 %
建設汚泥	0.000 トン				搬出先1				0.000 トン	0 %
金属くず	0.000 トン				搬出先1				0.000 トン	0 %
腐植化ピニル管・継手	0.000 トン				搬出先1				0.000 トン	0 %
腐植化ピニル管・継手を除く	0.000 トン				搬出先1				0.000 トン	0 %
焼石膏ボード	0.000 トン				搬出先1				0.000 トン	0 %
紙くず	0.000 トン				搬出先1				0.000 トン	0 %
7x7x1 (廃散柱)	0.000 トン				搬出先1				0.000 トン	0 %
その他の分別された廃棄物 (建設副産物)	0.000 トン				搬出先1				0.000 トン	0 %
第一種 建設発生土	0.000 地山m <sup>3</sup>				搬出先1				0.000 地山m <sup>3</sup>	0 %
第二種 建設発生土	0.000 地山m <sup>3</sup>				搬出先1				0.000 地山m <sup>3</sup>	0 %
第三種 建設発生土	0.000 地山m <sup>3</sup>				搬出先1				0.000 地山m <sup>3</sup>	0 %
第四種 建設発生土	0.000 地山m <sup>3</sup>				搬出先1				0.000 地山m <sup>3</sup>	0 %
遊土(建設発生土を除く)	0.000 地山m <sup>3</sup>				搬出先1				0.000 地山m <sup>3</sup>	0 %
合計	0.000 地山m <sup>3</sup>				搬出先1				0.000 地山m <sup>3</sup>	0 %

【建設発生土の区分】  
1. 汚泥  
2. 他工事現場  
3. 広域処理施設(アスファルト・コンクリート)による処理  
4. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)  
5. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)  
6. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)  
7. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)

【建設発生土の搬出先】  
1. 売却  
2. 他工事現場  
3. 広域処理施設(アスファルト・コンクリート)による処理  
4. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)  
5. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)  
6. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)  
7. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)

【建設発生土の減量化】  
1. 売却  
2. 他工事現場  
3. 広域処理施設(アスファルト・コンクリート)による処理  
4. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)  
5. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)  
6. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)  
7. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)

【建設発生土の再生資源利用】  
1. 売却  
2. 他工事現場  
3. 広域処理施設(アスファルト・コンクリート)による処理  
4. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)  
5. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)  
6. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)  
7. 中間処理施設(木材・コンクリート以外の資源化施設)

※ 6.8.10へ搬出した場合は、有材料用とみなされません。

作成日： 令和元年05月31日  
工事ID： 4929569

建設業許可番号：国土交通大臣(一般)999981

(株) ○△建設 殿

一般財団法人 日本建設情報総合センター



## 建設副産物情報交換システム工事登録証明書 (計画・実施)

本証明書は、下記の工事が 令和元年05月31日 現在、建設副産物情報交換システムに登録されていることを証明するものです。

# 見 記 本

### 工事概要

調査区分 : 計画・実施  
発注機関 : 静岡県 ○○事務所  
請負会社名 : (株) ○△建設  
会社所在地 : 静岡県○○市○○町△丁目○○番○○号  
工 事 名 : ○○警察署○○交番新築工事  
工事場所 : 静岡県○○市○○町地内  
工 期 : 令和元年○月○日 ~ 令和元年○月○日  
請負金額 : 60,000,000円 (税込)  
工事概要等 : 交番新築工事  
庁 舎 : S造2階建 建築面積 95.33㎡ 延べ面積 158.89㎡  
駐輪場 : S造1階建 建築面積 4.99㎡ 延べ面積 4.99㎡  
外構工事  
上記にかかる建築工事1式

様式第 18 号 (第 40 条、第 45 条、第 46 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 横型)

請求明細書

区分	年月日	出来高歩合 C	出来高金額 (一部が繰越定額分に 相応する請負代金の額) D	前払金額 B	前払償却額 $B \times C = F$	今回請求額 (第 回) (しゅん工)	差引き額 $E - F = G$ (しゅん工の繰上にあつては $D - F = G$ )	支払額 (G - 前回までの支払額の合計額)	円
第 1 回		%	円	円	円	円	円	円	円
第 2 回									
第 3 回									
第 4 回									
第 5 回									
第 6 回									
しゅん工									

備考 E の算出については万円未満を切り捨て、F の算出については万円未満を切り上げること。

# 説 明 書

年 月 日

様

---

氏名

( 郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

---

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

## 記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

別表1（建築物に係る解体工事）

別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

その他の別添資料（添付する場合）

案内図

工程表

# 法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

## 1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ その他( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 届出書の写しを添付することでもよい

## 2. 解体工事に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)

## 3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

## 4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)

# 法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

## 1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	② 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③ 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

## 2. 解体工事に要する費用

なし

## 3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

## 4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)





年 月 日

# 経 歴 書

1 主任技術者等氏名

2 最 終 学 歴

3 職 歴

期 間	

4 工 事 歴

期 間	工 事 名	職 名	備 考

(記載要領)

- ・ 2の最終学歴は、専攻科目まで記載する。
- ・ 3の職歴は、技術者の資格要件となる実務経験に該当する職歴を記載する。
- ・ 4の工事歴は、技術者の資格要件となる実務経験に該当する工事を記載する。
- ・ 行が不足する場合は、適宜追加する。

# 告 知 書

令和 年 月 日

様

---

氏名

( 郵便番号 - ) 電話番号 - -

住所

---

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

## 記

### 1. 添付資料

別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

- 別表1（建築物に係る解体工事）
- 別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
- 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

その他の別添資料（添付する場合）

- 案内図
- 工程表

[注] 本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

## 現場代理人の兼任申請書

年 月 日

発注機関の長

(受注者) 住所  
氏名

静岡県発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事の現場代理人との兼任を申請します。

### 記

受注者名			
現場代理人氏名			連絡先
兼任を申請する工事 (工事 1)	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額 (税込) ¥	発注機関名		
	監督員		
工事 1 と現場代理人 を兼任しようとする 他の工事 (工事 2)	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額 (税込) ¥	兼任しようとする 工事現場間の所要時間 (直線距離)	工事 1 から	約 分 ( Km )
工事 1 及び 2 と現場 代理人を兼任しよう とする他の工事 (工事 3)	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額 (税込) ¥	兼任しようとする 工事現場間の所要時間 (直線距離)	工事 1 から	約 分 ( Km )
		工事 2 から	約 分 ( Km )

- 1 契約書の写しを添付すること。
- 2 兼任しようとする工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類 (現場代理人の兼任承認書の写し (県発注工事) 打ち合わせ記録簿の写し等 (県以外の機関の発注工事)) を添付 (又は後日提出) すること。
- 3 工事箇所に隣接し連続した同種の工事箇所については、兼務件数の原則外として兼務件数を 1 件として取扱うことができる。その場合、請負代金の額が一番大きいものを兼任申請書に記載するものとし、兼務件数を 1 件として取扱う兼任申請書に記載しない工事についても、申請時に同時に申し出る (様式任意) こと。

## 現場代理人・業務代理人兼任申請書

年 月 日

発注機関の長

(受注者)住所

氏名

貴事務所発注の下記建設工事及び小規模修繕等業務委託について、現場代理人と業務代理人の兼任を申請します。

## 記

受注者名			
現場(業務)代理人氏名		連絡先	
兼任を申請する工事 (工事1)  請負金額(税込) ¥ _____	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から	年 月 日まで
	監督員		
兼任を申請する工事 (工事2) 請負金額(税込) ¥ _____ 工事2件と業務代理人の兼任を申請している場合	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から	年 月 日まで
	監督員		
工事1及び2の現場代理人と業務代理人を兼任しようとする小規模修繕等業務委託	発注機関名	上記工事と同一	
	業務名		
	業務箇所 (兼任を申請する工事箇所から最も遠い地点)		
	業務期間	年 月 日から	年 月 日まで
	業務委託料(税込) ¥ _____	兼任を申請する工事現場と兼任しようとする業務箇所のうち最も遠い地点間の所要時間及び直線距離	約 分

- \* 1 契約書の写し及び小規模修繕等業務委託の入札公告(指名通知)を添付すること。
- \* 2 工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)以上の場合は、兼任できる工事の件数は、原則1件とする(工事2は申請できない)。
- \* 3 工事箇所に隣接し連続した同種の3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)未満の工事箇所については、兼務件数の原則外として兼務件数を1件として取扱うことができる。その場合、請負代金の額が一番大きいものを兼任申請書に記載するものとし、兼務件数を1件として取扱う兼任申請書に記載しない工事についても、申請時に同時に申し出る(様式任意)こと。
- \* 4 2件の工事(\*3により、兼務件数の原則外として2件以上を1件として取扱う場合を除く)と業務代理人の兼任申請をする場合は、予めそれらの工事同士の現場代理人の兼任が発注者により認められているものであること。また、1件の工事と業務代理人の兼任が認められた後に、もう1件の工事の現場代理人との兼任申請をする場合は、工事同士の現場代理人の兼任申請と、両工事と業務代理人の兼任申請を改めて行うこと。

## VE 提案書

(発注者)

様

受注者

住所

氏名

静岡県建設工事請負契約約款第 19 条の 2 に基づき VE 提案書を提出いたします。

工 事 名： 工 事 場 所： 契約締結日：	連絡者 氏名 TEL FAX	
VE 提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式 - 1 の 2 とし て追記してください。なお、概算低減額は提案 を審査する上で参考とするものです。		
番号	項目内容	概算低減額：千円
概算低減額合計		

様式 - 2

番号	項目内容
----	------

( 1 ) 設計図書の内容と VE 提案の内容の対比	
【現状】 .....略図等	【改善案】 .....略図等

( 2 ) 提案理由

( 3 ) VE 提案の実施方法 ( 材料仕様、施工要領等を記入 )

( 4 ) 品質保証の証明 ( 品質保証書の添付等 )

( 5 ) その他



様式 - 4

番号	項目内容
----	------

( 1 ) 工業所有権等の排他的権利を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項

( 2 ) VE 提案が採用された場合に留意すべき事項 ( 提案内容の公表に係る所見等 )

## 産業廃棄物処理の委託先の現地確認におけるチェックシート例

平成 27 年 2 月  
廃棄物リサイクル課

このチェックシート例について

「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」(以下「条例」という。)では、産業廃棄物を委託して処理する事業者に対し、その委託先の積替え保管又は中間処理若しくは最終処分施設を現地に確認することを求めています(条例第 10 条)。

条例では、事業者が現地確認において確認すべき項目を詳細に規定していません。事業者には、法に規定される基準等を踏まえ、現地確認において確認する項目を独自に定めて現地確認を行ってください。

このチェックシート例は、事業者が現地確認において確認する項目を検討する際に参考となるように、確認する項目の主な例をまとめ、作成したものです。チェックシート例に記載されている項目に、必要な事項を追加したり(例:整理整頓・清潔等の管理、経営倫理や方針、社員教育等)、修正を加えたりして、活用してください。

チェックシート例では、「優良」、「良」、「要改善」の 3 段階評価の形式がとられていますが、この形式も一例に過ぎません。事業者は、独自に評価の形式を定めて、現地確認をした処理業者が委託先として適当か否かを判断してください。

## チェックシート例

実地確認の実施年月日		
実地確認先	事業者名	
	事業場名（施設名）及び住所	
	対応者（役職及び氏名）	
実地確認を行った者		

実地確認の結果の評価 （委託契約の適否等）	
--------------------------	--

### A 共通項目

1 処理業者の許可状況	評価
（１）委託する処理（運搬又は中間処理若しくは最終処分）の許可を得ているか。	はい    いいえ
（２）処理を委託する産業廃棄物が許可品目に含まれているか。	はい    いいえ
（３）処理を委託する期間が許可期限内か。	はい    いいえ
2 書面の保存状況（委託契約後の実地確認の場合）	
（１）帳簿 について 整備されているか。 委託した処理は適切に記載されているか。 <small>廃棄物処理法により、産業廃棄物処理業者が、その産業廃棄物の処理について記載し、保存するように義務付けられています。廃棄物処理法施行規則第 10 条の 8 及び第 10 条の 21 に、帳簿の記載事項が規定されています。</small>	はい    いいえ はい    いいえ
（２）マニフェストは適切に記載され、保管されているか（実地確認した事業場に保管されていなければ、保管されている場所はどこか）。	はい    いいえ ( )
（３）委託契約書は適切に保管されているか（実地確認した事業場に保管されていなければ、保管されている場所はどこか）。	はい    いいえ ( )

B 収集運搬業の積替え保管施設

1 積替え保管施設の状況	評価		
(1) 積替施設は、周囲に囲いが設けられ、かつ、積替えの場所であることについて表示されているか。	優良	良	要改善
(2) 保管施設は、周囲に囲いが設けられているか。	優良	良	要改善
(3) 保管施設であることについて必要な事項を表示した掲示板が見やすい箇所に設けられているか。 保管する産業廃棄物の種類、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、 (屋外で容器を用いない場合)最大積上高さ、保管上限	優良	良	要改善
(4) 産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置が講じられているか。	優良	良	要改善
(5) 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、排水溝等の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆っているか。	優良	良	要改善
(6) 石綿含有産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え保管施設は、その他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講じているか。	優良	良	要改善

2 積替え保管施設における産業廃棄物の処理の状況	評価		
(1) 保管されている産業廃棄物は許可品目に含まれているか。	はい	いいえ	
(2) 搬入される産業廃棄物の内容、量を適切に確認しているか。	優良	良	要改善
(3) 産業廃棄物が飛散、流出していないか。	優良	良	要改善
(4) 悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障を生じていないか。	優良	良	要改善
(5) 産業廃棄物は決められた場所に保管されているか。	優良	良	要改善
(6) 保管されている産業廃棄物の量が保管上限を超えていないか。	優良	良	要改善
(7) 産業廃棄物の保管に伴い発生する汚水は適正に処理されているか。	優良	良	要改善
(8) 屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが最大積上高さを超えていないか。	優良	良	要改善
(9) ねずみの生息、及び蚊、はえ等の害虫の発生を防止するための措置が取られているか。	優良	良	要改善

## B 処分業の処理施設

### 中間処理施設

1 処理施設の状況	評価
(1) 廃棄物処理法施行令第7条に規定される処理施設の場合、必要な設置許可を得ているか。	はい いいえ
(2) 施設に腐食が発生していない等、十分な維持管理が施されているか。	優良 良 要改善
(3) 産業廃棄物の飛散、流出及び地下への浸透を防止するための必要な措置が取られている施設か（保管施設を含む。）	優良 良 要改善
(4) 悪臭、騒音及び振動等の発生により、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が取られている施設か。	優良 良 要改善
(5) 排水を放流する場合は、必要な排水処理設備を設けているか。	優良 良 要改善
(6) 産業廃棄物の保管施設は、周囲に囲いが設けられているか。	優良 良 要改善
(7) 産業廃棄物の保管施設は、必要な事項を表示した掲示板が見やすい箇所に設けられているか。 保管する産業廃棄物の種類、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、（屋外で容器を用いない場合）最大積上高さ、保管上限	優良 良 要改善
(8) 産業廃棄物の保管施設は、保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、排水溝等の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆っているか。	優良 良 要改善
(9) 石綿含有産業廃棄物 又は特別管理産業廃棄物の保管施設は、その他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講じているか。 石綿含有産業廃棄物の中間処理の方法は、環境大臣が定める方法（熔融等）により行うこととされています（廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号二（2））。	優良 良 要改善

2 処理施設における産業廃棄物の処理の状況	評価
(1) 処分されている産業廃棄物は許可品目に含まれているか。	優良 良 要改善
(2) 搬入される産業廃棄物の内容、量を適切に確認しているか。	優良 良 要改善
(3) 産業廃棄物が飛散、流出していないか。	優良 良 要改善
(4) 悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障を生じていないか。	優良 良 要改善
(5) 産業廃棄物は決められた場所に保管されているか。	優良 良 要改善
(6) 保管されている産業廃棄物の量が保管上限を超えていないか。	優良 良 要改善
(7) 産業廃棄物の保管に伴い発生する汚水は適正に処理されているか。	優良 良 要改善
(8) 屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが最大積上高さを超えていないか。	優良 良 要改善
(9) 産業廃棄物の保管施設には、ねずみの生息、及び蚊、はえ等の害虫の発生を防止するための措置は取られているか。	優良 良 要改善

(10) 委託先が中間処理した後の産業廃棄物を委託して処理している場合、この中間処理後の産業廃棄物の適正な処理を確認しているか。 (委託先が中間処理した後の物を有価物として使用又は販売している場合、この中間処理後の物の適正な使用又は販売を確認しているか。)	優良 良 要改善

#### 最終処分場

1 処分場の状況	評価
(1) 最終処分場の設置許可を得ているか。	はい いいえ
(2) 施設に腐食が発生していない等、十分な維持管理が施されているか。	優良 良 要改善
(3) 産業廃棄物の飛散、流出を防止するための必要な措置が取られている施設か。	優良 良 要改善
(4) 悪臭等の発生により、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が取られている施設か。	優良 良 要改善
(5) 最終処分場の入口の見やすい箇所に、産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられているか。	優良 良 要改善
(6) 埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられ、産業廃棄物の処分の場所であることの表示がされているか。	優良 良 要改善
(7) 浸出液による公共の水域及び地下水の汚染のおそれがある場合、必要な設備の設置等の措置を講じているか。	優良 良 要改善

2 処分場における産業廃棄物の処理の状況	優良 良 要改善
(1) 処分されている産業廃棄物は許可品目に含まれているか。	優良 良 要改善
(2) 最終処分場の残存容量は十分か。	優良 良 要改善
(3) 搬入される産業廃棄物の内容、量を適切に確認しているか。	優良 良 要改善
(4) 産業廃棄物が飛散、流出していないか。	優良 良 要改善
(5) 悪臭等により生活環境の保全上支障を生じていないか。	優良 良 要改善
(6) 安定型最終処分場にあつては、安定型産業廃棄物以外が混入して処分されていないか。	優良 良 要改善
(7) 浸出液は適正に処理されているか。	優良 良 要改善
(8) 産業廃棄物の種類ごとに埋立基準（廃棄物処理法施行令第6条第3号へからムまで及び第6条の5第3号ニからツまでに掲げられる基準）に合った処分をしているか。	優良 良 要改善
(9) ねずみの生息、及び蚊、はえ等の害虫の発生を防止するための措置は取られているか。	優良 良 要改善

(表紙)

## 使用材料(機材)報告書

建設工事名

建設工事箇所

本工事の主要な使用材料(機材)について別紙(内訳書)のとおり使用したので報告いたします。

年 月 日

発注者 様

受注者  
現場代理人

注

・工種別施工計画書に必要事項を明記した場合は、本報告書を提出する必要はない。



令和 年 月 日

監督員 様

(会社名)  
現場代理人

## 同等品使用願

工事について下記材料・機材等を同等品として使用したいので承諾を願います。

記

1. 材料・機材等の名称
2. 製造業者等名
3. 同等品を使用する理由

.....  
(注) 1. 同等品と証明する資料を添付する。  
2. 指定された材料を使用できない理由を記入すること。  
3. 個別施工計画書に必要事項を明記した場合は、本使用願を提出する必要はない。

## 誓約書

下記1に基づく工事の履行に際し、下記2の事項を誓約します。  
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 工事名

〇〇〇〇工事

(当初契約日 年 月 日)

#### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく工事の履行に際し、下請契約(再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。)を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
  - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
  - イ 下請負者が、本契約に基づく工事の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
  - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発注者職名氏名様

住所  
受注者商号  
氏名(法人にあっては、代表者の氏名)印

## 別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

### 1 労働関係

- ( 1 ) 労働基準法 ( 昭和 22 年法律第 49 号 )
- ( 2 ) 労働契約法 ( 平成 19 年法律第 128 号 )
- ( 3 ) 最低賃金法 ( 昭和 34 年法律第 137 号 )
- ( 4 ) 労働安全衛生法 ( 昭和 47 年法律第 57 号 )
- ( 5 ) 労働者災害補償保険法 ( 昭和 22 年法律 50 号 )
- ( 6 ) 雇用保険法 ( 昭和 49 年法律第 116 号 )
- ( 7 ) 健康保険法 ( 大正 11 年法律第 70 号 )
- ( 8 ) 厚生年金保険法 ( 昭和 29 年法律第 115 号 )
- ( 9 ) 労働組合法 ( 昭和 24 年法律第 174 号 )

### 2 公正な取引等

- ( 1 ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 ( 昭和 22 年法律第 54 号 )
- ( 2 ) 下請代金支払遅延等防止法 ( 昭和 31 年法律第 120 号 )
- ( 3 ) 建設業法 ( 昭和 24 年法律第 100 号 )

## 誓約書

下記1に基づく工事の履行に際し、下記2の事項を誓約します。  
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

### 記

#### 1 元請契約名

〇〇〇〇契約

(当初契約日 年 月 日)

\*元請者が記載すること

#### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- (3) 本契約に基づく工事の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
  - ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
  - イ 再下請負者が、本契約に基づく工事の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
  - ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

住 所  
商 号  
氏 名(法人にあっては、代表者の氏名)印

## 別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

### 1 労働関係

- ( 1 ) 労働基準法 ( 昭和 22 年法律第 49 号 )
- ( 2 ) 労働契約法 ( 平成 19 年法律第 128 号 )
- ( 3 ) 最低賃金法 ( 昭和 34 年法律第 137 号 )
- ( 4 ) 労働安全衛生法 ( 昭和 47 年法律第 57 号 )
- ( 5 ) 労働者災害補償保険法 ( 昭和 22 年法律 50 号 )
- ( 6 ) 雇用保険法 ( 昭和 49 年法律第 116 号 )
- ( 7 ) 健康保険法 ( 大正 11 年法律第 70 号 )
- ( 8 ) 厚生年金保険法 ( 昭和 29 年法律第 115 号 )
- ( 9 ) 労働組合法 ( 昭和 24 年法律第 174 号 )

### 2 公正な取引等

- ( 1 ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 ( 昭和 22 年法律第 54 号 )
- ( 2 ) 下請代金支払遅延等防止法 ( 昭和 31 年法律第 120 号 )
- ( 3 ) 建設業法 ( 昭和 24 年法律第 100 号 )



令和 年 月 日

(発注者)

殿

受注者名

現場代理人

## 発生材報告書

工事名 \_\_\_\_\_ の施工に伴い別紙調書のとおり、発生材が生じたので報告します。



令和 年 月度 月間工程表	令和〇年度[第Z - ] 庁舎改修工事		受注者：株式会社 建設		工期目		進捗状況(累計%)		監督員	工事監理	現場代理人	主任技術者	計画No.																										
	工期至	改工期	指定工期	月	月	月	月	月																															
	<日>	>日	>日	予定	実施	予定	実施	予定	実施																														
4月																																							
<日>	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	計画作成日			
>日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	実施報告日			
天気>晴:																																							
雨:																																							
曇:																																							
【休日・夜間作業】																																							
休日:																																							
夜間:																																							
【騒音・振動】																																							
騒音:																																							
騒音振動:																																							
【監督職員等の検査・立会請求】																																							
【工事材料搬入】																																							
搬入日:																																							
検査日:																																							
【施工計画書・報告書、施工図等】																																							
提出:																																							
承諾:																																							
【主要行事】																																							

## 休日・夜間作業届

年 月 日

発注機関の長 様

受注者名

現場代理人

下記のとおり休日（夜間）作業を行うので報告します。

記

- 1．工 事 名
- 2．作 業 日 時
- 3．作 業 内 容
- 4．作 業 人 数
- 5．作 業 理 由
- 6．そ の 他

令和 年 月 日 時

## 営繕工事事故速報（第 報）

報告者名： (株)  
電話番号： - -

工事概要	工事名称	令和 年度(第 - Z - 号) 建築工事			
	請負金額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円			
	工期	令和 年 月 日		~	令和 年 月 日
事故発生時期		令和 年 月 日 : 頃			
被災者	雇用主				
	職種				
	氏名		性別		年齢
事故概要					
ケガの状況					
対応	工事作業の状況				
	通報先	警察 ・ 消防 ・ 労働基準監督署(現地調査の予定: 有 ・ 無 )			
その他特記事項					

注1) 事故が発生した場合は直ちに「緊急連絡表」に掲載の監督員に通報すること。

注2) この速報は発生直後、直ちに第1報を入れ、ケガの状況や現場での対応があり次第、第2、3報を入れ、指示を仰ぐものとする。

注3) この速報様式は、「緊急連絡表」と一体のものとして、現場に保管すること。

工事発注課	課	-	-
FAX番号	課	-	-

年 月 日 時

## くらし・環境部建設工事等現場事故速報(第 報)

報告者名: (株)

電話番号: - -

工事名						
事故発生日時						
被害者	雇用主(団地)					
	職種(棟・部屋)					
	氏名		性別		年齢	
事故概要						
ケガの状況						
対応						
その他特記事項						

- 1 事故が発生した時は直ちに緊急連絡表に載っている監督員(3人の内1人に)通報する。
- 2 この速報は発生直後直ちに、第1報を入れ、ケガの状況や現場での対応があり次第、2, 3報をいれ指示を仰ぐものとする。
- 3 この速報様式は緊急連絡体制表と一体の物として、現場に保管しておく。

工事発注課FAX番号	土木事務所 課	-	-	
------------	---------	---	---	--

# 事故発生報告書

年 月 日

発注機関の長 殿

(受注者)住所  
氏名

特記仕様書(事故報告)に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

- 1 . 事故発生の日時                      年        月        日        時        分頃
- 2 . 事故発生の場所
- 3 . 事故発生の工事名
- 4 . 請負金額
- 5 . 工 期
- 6 . 事故の概要
- 7 . 被災者の所属、氏名、生年月日、年齢
- 8 . 被災者の雇用年月日
- 9 . 被災者の住所
- 10 . 事故発生後の応急措置
- 11 . 現認者の氏名及び現認の状況
- 12 . 直接監督者の所見
- 13 . 当日の監督体制及び通常の監督体制
- 14 . 本工事における安全管理対策
- 15 . 通常における安全管理対策
- 16 . 今後の対策
- 17 . 関係機関(労働基準監督署、警察署)の所見
- 18 . 施工体系図
- 19 . その他

#### 記入要領

- 6 . について、事故位置図（工事名入）、被災状況図、診断書コピーの添付、事故の（再現）写真、図
- 7 . について、物損の場合は不要
- 8 . について、公衆災害及び物損の場合は不要  
新規入場から何日目の事故であるかを記入
- 1 2 . について、視点：事故の要因は何か。
- 1 3 . について、元請、関係請負人責任者の事故時の配置状況、命令系統を明記
- 1 4 . について、以下の項目を確認
  - ・ 作業前に計画された安全対策内容（事故に係わる代表的な個所を抜粋）
  - ・ 施工計画（事故に係わる代表的な個所を抜粋）
  - ・ 元請から下請けへの事故に関する事項の周知状況
  - ・ 作業指示書（当日作業のみ）、KY（当日作業、事故に係わる内容であれば、事故前も可）、その他打ち合わせ記録は、事故に係わる内容で代表的な個所を抜粋
  - ・ 作業機械に関する事故であれば、機械の点検状況
- 1 5 . について、会社が定めている安全管理体制で、当該事故に係わる事項の代表的な個所を抜粋
- 1 6 . について、概要が把握できる程度でよい。
- 1 9 . について、資料の添付の必要はないが、説明資料等として以下の項目を用意
  - ・ 事故内容のほか、事故の原因となった物、事象が各種法令に違反していないか確認して下さい。
  - ・ 監督員の受注者に対する指導内容について確認して下さい。（口頭のみでも可）
  - ・ 低入札工事、総合評価で安全対策の提案がある場合はその内容が分かる資料（入札調書、技術提案書等）を準備願います。

## 地震・異常気象時現場点検報告書

送付状なしでお送り下さい。

震度4以上・大雨警報・暴風警報・大雪警報：発表 年 月 日

報 告： 年 月 日

工事名称： \_\_\_\_\_

受注者： \_\_\_\_\_

報告者名： \_\_\_\_\_

発注機関名： \_\_\_\_\_

FAX： \_\_\_\_\_

Eメール： \_\_\_\_\_

@pref.shizuoka.lg.jp

安全点検表							
点検：点検したものは ，該当なしは - 対応：具体的に記入する				事前点検		事後点検	
				月 日 時		月 日 時	
単位	NO.	チェックすべき事項	点検	対応	点検	対応	
全 体	1	工事敷地					
	2	工事目的物					
	3	現場事務所耐風対策は良いか					
	4	仮囲い・バリケード・ゲートは良いか					
	5	工事看板及びその他看板類の固定は良いか					
	6	場内全般の飛散の恐れのある物は無いか					
	7	近接している電線(架線)は大丈夫か					
	8	揚重機(タワークレーン等)の耐風対策は良いか					
	9	その他					
足 場 関 係	10	足場脚部の水はけは良いか					
	11	足場脚部の沈下は無いか					
	12	足場脚部の敷板への固定・根がらみは良いか					
	13	壁つなぎ(間隔・締付け・アンカーの状況)は良いか					
	14	足場上に物は置いてないか。やむを得ない場合の固定はしてあるか					
	15	足場全体各部の締付部の点検					
	16	壁つなぎがとれていない場合の足場の控えはとってあるか					
	17	隅各部のTOP火打材はしてあるか(高層の場合、2層毎設置が望ましい。)					
	18	枠組足場(プレス・アームロック)の点検					
	19	単管・くさび緊結式足場の大違いは大丈夫か					
	20	朝顔の点検					
	21	工事用シートの巻寄せ又は撤去はしたか(風圧減少効果 = 特に地表3層)					
	22	枠組足場が躯体より突出している場合は、養生シートを巻き取るか撤去する					
	23	強風が開口部を貫通する場合、風対策(特に風下側)は大丈夫か					
	24	吊足場の状況は良いか					
	25	移動式足場の移動・転倒対策は良いか					
26	その他						
そ の 他	27	資材、機器等の飛散・転倒防止					
	28	飛散、破壊が懸念される重要物品の退避					
	29	浸水、湛水、洪水その他の情報把握体制					
	30	強風等納まった時、各部の緊結部や接合部の緩みの点検					
(被害があった場合その被害状況)							

(この欄は、記入しないで下さい)

工事発注課受信確認：

担当監督員氏名：

台帳記録：

工 期 延 長 請 求 書

1 建設工事名

2 建設工事箇所

市

郡

町

3 請負代金額

円

4 契約年月日

年

月

日

5 工 期

着手

年

月

日

完成

年

月

日

6 変更完成期日

年

月

日

7 工期延長の理由

上記のとおり工期の延長を請求します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)





# 再資源化等報告書

年 月 日

様

氏名

(郵便番号 - )電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

## 記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 再資源化等が完了した年月日 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円(税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)



創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況			
工事名称		施工者名	
項目	評価内容	備考	
創意工夫  「高度技術」で評価するほどではない軽微な工夫	準備・片付け		
	施工関係	施工に伴う機械・器具・工具・装置類 二次製品・代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理・品質管理の工夫	
	品質関係		
	安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・パトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	施工管理関係		
	その他		
工事特性  工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	建物規模		
	建物固有	建物の耐震レベル 建物機能の特殊性	
	技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用	
	自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 作業スペースの制限 気象現象の影響 地滑り・急流河川・潮流等、動植物等	
	周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路、建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約、現道上の交通規制 廃棄物処理	
	現場での対応	長期工事への対応 災害での臨機処置 施工状況（条件）の変化への対応 工事時間の制限（停電、給排水等の制限を含む）	
	その他		
社会性等 地域社会や住民に対する貢献	地域への貢献等	救援活動への協力 地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施	

- 1 該当する項目の にレマーク記入
- 2 具体的内容の説明として、写真・略図等を説明資料に整理

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況（説明資料）			
工 事 名			
項 目		評価内容	
提案内容			
<p>（説明）</p>			
<p>（添付図）</p>			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。



出 来 形 確 認 請 求 書

1 建設工事名

2 建設工事箇所 市 郡 町

3 工 期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

4 請負代金額 円

5 出来形の内容

工 種	単 位	設 計 数 量 A	出 来 高 数 量 B	出来高歩合 $B \div A$ $\times 100=C$	構 成 比 率 D	通 計 出 来 高 歩 合 $C \times D$	摘 要
				%		%	
計							

年 月 日現在における第 回出来形の確認を請求します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所  
受注者 商 号  
氏 名 ( 法人にあっては、代表者の氏名 )





監 督 員 通 知 書

- 1 建設工事名
  
- 2 契約年月日
  
- 3 監督員の職氏名

上記のとおり監督員を置いたので、静岡県建設工事請負契約約款第 9 条第 1 項の規定に基づき通知します。

年 月 日

受注者 住 所  
商 号 様  
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

発注者 職 名 氏 名

様式第 1 号

## 監督員変更通知書

1 建設工事名

2 契約年月日

3 監督員の職氏名

変更前		変更後	
職名	氏名	職名	氏名

上記のとおり監督員を変更したので、静岡県建設工事請負契約約款第 9 条第 1 項の規定に基づき通知します。

年 月 日

住 所  
受注者 商号又は名称 様  
氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）

発注者 職 名 氏 名

# 通 知 書

令和 年 月 日

殿

(工事発注者)発注者職氏名: \_\_\_\_\_

住 所: \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名				
	担当者職氏名 <small>フリガナ</small>				
	電話番号	-	-	(内線 )	
工事の内容	工事の名称				
	工事の場所	静岡県	市町		
	工事の概要	工事の種類	<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は建築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ( )注1		
		工事の規模			
		建築物に係る解体工事	用途 _____、	階数 _____、	工事対象床面積 _____ m <sup>2</sup>
建築物に係る新築又は増築の工事		用途 _____、	階数 _____、	工事対象床面積 _____ m <sup>2</sup>	
建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの	用途 _____、	階数 _____、	請負代金額 _____ 万円(税込)		
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等			請負代金額 _____ 万円(税込)		
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	工事着手予定日: 令和 年 月 日			
請負者	会社名		現場代理人氏名 <small>フリガナ</small>		
	所在地	〒 - -			
	電話番号	-	-	(内線 ) FAX - -	

受付番号: \_\_\_\_\_

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。

(例: 舗装、築堤、土地改良等)

### 分別解体等の計画等

建築物の構造		木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他( )		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他( )		
	周辺状況	周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他( ) 敷地境界との最短距離 約 m その他( )		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 十分 不十分 その他( )		
	搬出経路	障害物 有( ) 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 有 無 その他( )		
	残存物品	有( ) 無		
	他法令関係	フロン (フロン排出抑制法)	有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) 無	
		石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	有 特定建設資材への付着(有 無) 飛散性石綿(吹き付け石綿等) 非飛散性石綿(石綿含有ビニル床タイル等) 無	
	特定建設資材への付着物(石綿以外)	有 ( ) 無		
	その他 (特定建設資材以外への付着物などの有害物質等の状況) (その他必要事項を記載)	有	飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) 非飛散性石綿(石綿含有建材) その他( )	
無 その他( )				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
	建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由( )
	外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
その他 ( )		その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序		上の工程における の順序 その他( ) その他の場合の理由( )		
内装材に木材が含まれる場合		の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し 可 不可 不可の場合の理由( )		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
(注) 建築設備・内装材等 屋根ふき材 外装材・上部構造部分 基礎・基礎ぐい その他				
備考				

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

## 分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他( )			
	周辺状況	周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他( ) 敷地境界との最短距離 約____m その他( )			
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所	作業場所 十分 不十分 その他( )			
	搬出経路	障害物 有( ) 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 有 無 その他( )			
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	フロン(フロン排出抑制法)	有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) 無		
		石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	有 特定建設資材への付着(有 無) 飛散性石綿(吹き付け石綿等) 非飛散性石綿(石綿含有ビニル床タイル等) 無		
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)(石綿以外)	有 ( ) 無			
その他(特定建設資材以外への付着物などの有害物質等の状況)(その他必要事項を記載)	有 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材 ・保温材・耐火被覆材等) 非飛散性石綿(石綿含有建材) その他( ) 無 その他( )				
工程ごとの作業内容	工程		作業内容		
	造成等	造成等の工事 有 無			
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無			
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無			
	屋根	屋根の工事 有 無			
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無			
その他( )	その他の工事 有 無				
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			コンクリート塊	トン	
			アスファルト・コンクリート塊	トン	
			建設発生木材	トン	
(注) 造成等 基礎 上部構造部分・外装 屋根 建築設備・内装等 その他					
備考					

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		鉄筋コンクリート造 その他( )		
工事の種類		新築工事 維持・修繕工事 解体工事 電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他( )		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他( )		
	周辺状況	周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他( ) 敷地境界との最短距離 約 m その他( )		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 十分 不十分 その他( )	
	搬出経路		障害物 有( ) 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 有 無 その他( )	
	他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	フロン (フロン排出抑制法)	有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) 無	
		石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	有 特定建設資材への付着(有 無) 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材 ・保温材・耐火被覆材等) 非飛散性石綿(石綿含有建材)	
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ) (石綿以外)		有 ( ) 無	
	その他 (特定建設資材以外への付着物などの有害物質等の状況) (その他必要事項を記載)		有 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材 ・保温材・耐火被覆材等) 非飛散性石綿(石綿含有建材) その他( ) 無 その他( )	
工程		作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
工程ごとの作業内容及び解体方法	仮設		仮設工事 有 無 手作業 手作業・機械作業の併用	
	土工		土工事 有 無 手作業 手作業・機械作業の併用	
	基礎		基礎工事 有 無 手作業 手作業・機械作業の併用	
	本体構造		本体構造の工事 有 無 手作業 手作業・機械作業の併用	
	本体付属品		本体付属品の工事 有 無 手作業 手作業・機械作業の併用	
	その他 ( )		その他の工事 有 無 手作業 手作業・機械作業の併用	
	工事の工程の順序 (解体工事のみ)		上の工程における の順序 その他( ) その他の場合の理由( )	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
(注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他				
備考				

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

## V E 提案採否通知書

(受注者)

様

(発注者)

長

契約後V E 特記仕様書 3 ( 1 ) に基づき、令和 年 月 日付けで提出されたV E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 名：令和 年度 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">工 事</div> 工 事 場 所： 市 地内 契約締結日：令和 年 月 日	V E 提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：	件 件 件		
V E 提案に対する「採否」及びその理由				
番号	項目内容	採否の区分	採否の理由	特記事項
1		採・否		
2		採・否		

採否に関する問い合わせ先及び担当課

静岡県交通基盤部

電話

課 電話

土木事務所

課 電話

# 部分使用承諾願

令和 年 月 日

様

静岡県知事

印

静岡県建設工事請負契約約款第33条第1項の規定に基づき下記のとおり部分使用したいので、別添「部分使用承諾書」により承諾願います。

## 記

1 建設工事名

2 建設工事箇所

市 町

3 工 期

着手 令和 年 月 日

完成 令和 年 月 日

4 使用部分

(別図の範囲)

5 使用期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

様式第1号

<p>様</p> <p style="margin-top: 20px;">工 事 事 故 等 発 生 報 告 書</p>	<p>第 年 月 日 号</p> <p style="margin-top: 20px;">建築工事課長 設備課長 ( 土木事務所長)</p>
商号又は名称	株式会社
代表者氏名	
許可番号	大臣 ( ) 第 号 知事
営業所所在地	静岡県 市 番地
関係工事名	年度(第 - Z - 号) 建築工事
工事箇所	静岡県 市 地内
発生時期	年 月 日 PM : 頃
発生場所	静岡県 市 地内(現場内)
<p><b>(内容)工事事故等報告書(様式第1号)へ、次の資料を添付する。</b></p> <p>事故報告書(様式第2号) (インターネット国交省SASセンターアドレス sas.hrr.mlit.go.jp/ の様式に事務所安全委員会の対応、警察署、監督署の動向等を入力、請負業者と事務所双方の入力頁あり)</p> <p>事故処理状況調書(時間的経過)(様式第3号) 事例周知・再発防止(様式第4号) 断面図、写真等の事故の状況をワード様式に電子データとして貼り付けたもの 位置図、平面図(各々A4版) 契約書写し、主任技術者等通知書写し、工程表写し 下請負人関係書類写し(注文請書、下請負人通知書、下請取引責任者通知書) 工事施工計画書の写し</p> <p><b>以下 ~ は必要に応じて提出する。</b></p> <p>労働基準監督署への「労働者死傷病報告書」写し 労災保険加入の有無 被災者の診断書写し 参考資料(新聞記事等)</p>	

注1) 工事発注課(建築工事課又は設備課の場合)は建築企画課及び営繕委員会、建設業課、工事検査課へ報告書を提出する。

注2) 工事発注課(土木事務所の場合)は建築企画課へ報告書(3部)を提出する。  
建築企画課は、報告書を建設業課、工事検査課へ提出する。

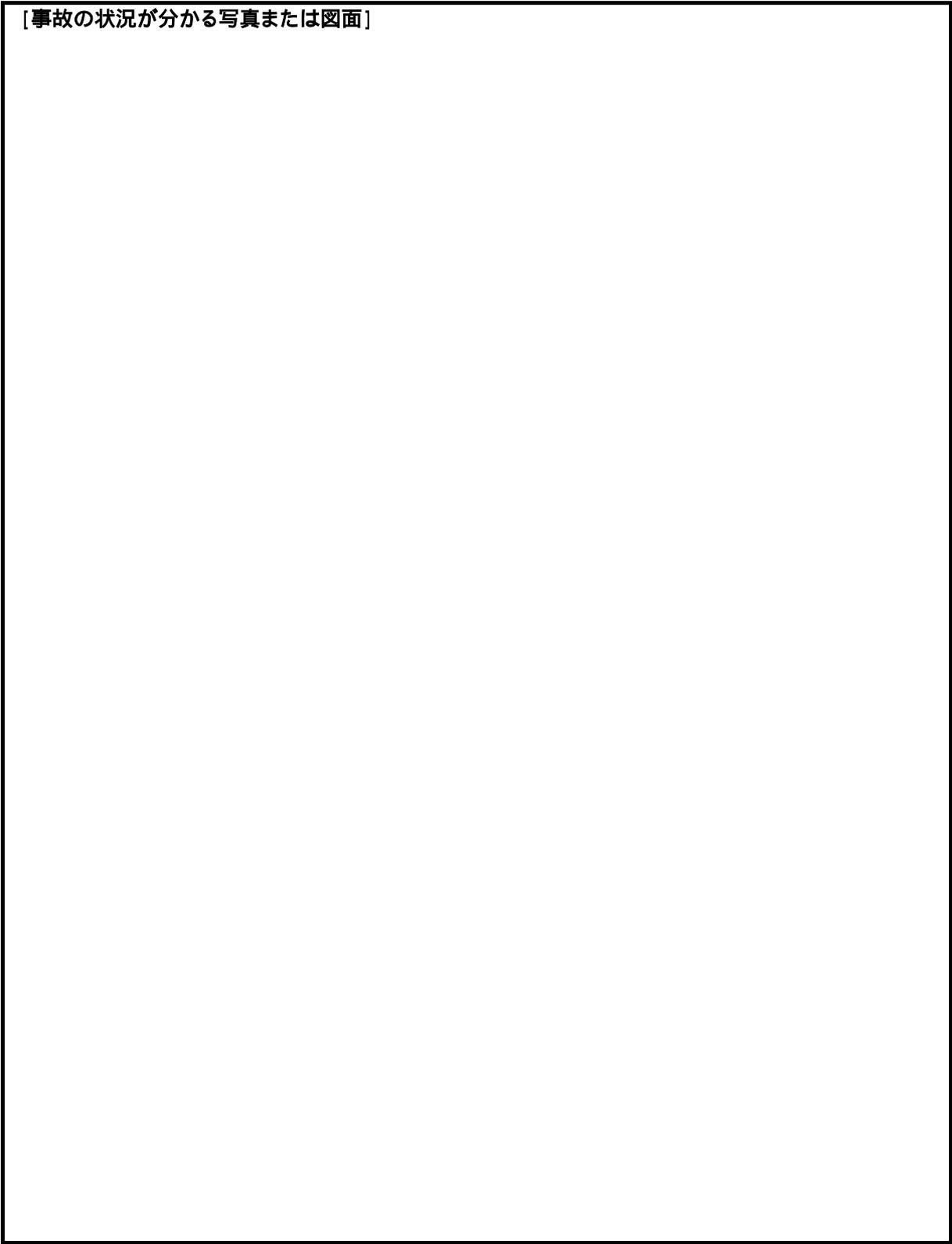






事故周知・再発防止(            年度発生事例)

[事故の状況が分かる写真または図面]



第四号の二の二書式（第十七条の十五関係）（A4）

（表面）

工事監理報告書

工事監理を終了しましたので、建築士法第20条第3項の規定により、その結果を報告します。

年 月 日

（ ）建築士（ ）登録第 号  
氏名 印

（ ）建築士事務所（ ）登録第 号  
名称  
所在地  
電話 番

建築主 殿

建築物の名称及び所在地				
工事種別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替			
建築確認番号	第 号			
建築確認年月日	年 月 日			
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで			
工事期間における主要な設計変更	変更年月日	変更された設計図書の種類	変更の概要	
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることの確認	確認年月日	建築材料、建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な工事が設計図書のとおりであることの実施されていることの確認	確認年月日	確認事項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

(裏面)

	確認 年月日	確認事項	確認結果の概要	
工事完了時における確認				
	注意 年月日	注意の概要	工事施工者の対応と 建築主に対する報告の概要	
工事施工者に与えた注意				
	意見を聴いた年月日	意見を聴いた者の住所及び氏名	意見を聴いた者の勤務先の住所及び名称	意見を聴いた事項
建築設備に係る意見			電話 番	
備考				

- 〔記入注意〕
- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
  - 2 「工事種別」の欄は、該当するものを で囲んでください。
  - 3 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
  - 4 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
  - 5 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
  - 6 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
  - 7 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。

様式 1

## 受 託 検 査 依 頼 書

第 号  
年 月 日

工 事 検 査 課 長 様

課長

下記の案件について、受託検査を依頼します。

記

- 1 事 業 名
- 2 箇 所
- 3 工 期
- 4 工 事 名 ( 予 定 を 含 む ) 及 び 工 事 概 要
- 5 旅 費 の 再 配 当  
・ 旅 費 に つ い て は 、 受 託 検 査 決 定 後 再 配 当 し ま す 。

概要が解る図面を添付

担当者名  
電 話

様式第2号

第 号 年 月 日	
工事検査課長（ 事務所長 ） 様	
発注機関の長	
<b>工 事 検 査 申 請 書</b>	
次のとおり工事(完成・一部完成・出来形・中間)検査を申請します。	
工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
検 査 の 種 類	完成・一部完成・出来形(第 回)・中間(第 回)
請 負 代 金 額	
受 注 者	
担 当 監 督 員	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
完 成 ・ 一 部 完 成 日 年 月 日	年 月 日
完 成 届 出 書 受 理 出来形確認請求書受理 契約解除通知・受理日 年 月 日	年 月 日
出 来 形	%
中 間 検 査 内 容	
備 考	

- 1 出来形検査の場合は、出来形調書を添付する。
- 2 一部完成検査の場合は、その内容を備考欄に記載する。

工 事 検 査 記 録

入札方式		総合評価		契約			
事業種別	県単・公共	工事番号		担当事業課			
建設工事名				工区			
建設工事箇所			事務所名				
当初契約額			現場代理人				
変更契約額			主任(監理)技術者				
受注者			補助技術者				
			品質証明員				
課・支所名・監督員名	課・支所名		担当監督員				
	主任監督員		総括監督員				
当初工期	年 月 日		~	年 月 日			
変更工期	年 月 日		~	年 月 日			
契 約 区 分	今年度発注の場合 ...						
	前年度発注の場合 ...						
工事概要							
種別	回数	日 付		検査員名	検 査 内 容		
中 間 検 査	第 回	検査日	年 月 日				
		処理日	年 月 日				
	第 回	検査日	年 月 日				
		処理日	年 月 日				
	第 回	検査日	年 月 日				
		処理日	年 月 日				
	第 回	検査日	年 月 日				
		処理日	年 月 日				
	第 回	検査日	年 月 日				
		処理日	年 月 日				
出 来 形 検 査	第 回	検査日	年 月 日		出 来 形		
		処理日	年 月 日		%		
	第 回	検査日	年 月 日			出 来 形	
		処理日	年 月 日			%	
	第 回	検査日	年 月 日			出 来 形	
		処理日	年 月 日			%	
	第 回	検査日	年 月 日			出 来 形	
		処理日	年 月 日			%	
一 部 完 成 検 査	第 回	検査日	年 月 日		指定工期	年 月 日	
		処理日	年 月 日		受 理 日	年 月 日	
	第 回	検査日	年 月 日			指定工期	年 月 日
		処理日	年 月 日			受 理 日	年 月 日
完 成 検 査		検査日	年 月 日		完成届出	年 月 日	
		処理日	年 月 日		書受理日		
		再検査日	年 月 日		期 限	年 月 日	
		処理日	年 月 日		受 理 日	年 月 日	
工事事故等				評定点		業種	
備 考							

第 年 月 日  
号

受 注 者 様

契約担当者

## 工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、静岡県建設工事成績評定要領に基づき、評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問を付して、この書面の通知を受けた日から 14 日以内に書面により、説明を求めることができます。

また、疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
評 定 点	点 (項目別評定点は別紙 1 のとおり)
修 正 評 定 点	点 (項目別評定点は別紙 1 のとおり)
業 種	

手続き等問い合わせ先

修正評定点は、評定点が修正された場合のみ

## 項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	. 施工体制一般	/ 3.3 点
	. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	. 施工管理	/ 13 点
	. 工程管理	/ 8.1 点
	. 安全対策	/ 8.8 点
	. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	. 出来形	/ 14.9 点
	. 品質	/ 17.4 点
	. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	. 高度技術力	/ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	. 創意工夫	/ 5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	. 地域への貢献等	/ 5.2 点
7. 法令遵守等(減点のみ)	工事事務等による減点 総合評価による減点	
評定点合計		/ 100 点

出来形歩合調書

1 建設工事名

2 建設工事箇所 市 郡 町

3 工期着手 年 月 日  
完成 年 月 日

4 請負代金額 円

5 出来形の内容

工種	単位	設計 数量 A	出来高 数量 B	出来高歩合 $B \div A$ $\times 100 = C$	構成 比率 D	通計 出来高 歩合 $C \times D$	摘要
				%		%	
計							

年 月 日現在における第 回出来形は上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職名・氏名

印

静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ガイドライン

令和3年4月（令和3年10月改定）

静岡県交通基盤部建築企画課

## 目次

1.本ガイドラインの取り扱い.....	3
1.1 目的.....	3
1.2 対象業務・工事.....	3
1.3 準拠する要領・基準類.....	3
1.4 電子納品の対象とする書類の考え方.....	3
2. 対象書類.....	4
2.1 フォルダ構成【工事】 .....	4
2.2 フォルダ構成【業務】 .....	4
2.3 対象書類【工事】 .....	5
3.事前協議.....	6
3.1 協議内容【工事】 .....	6
3.2 協議内容【業務】 .....	6
4.全体の流れ【工事】 .....	7
4.1 全体の流れ.....	7
5.情報共有システム【工事】 .....	8
5.1 利用に関する手続き.....	8
5.1.1 全体の流れ.....	8
5.1.2 利用申込み.....	8
5.2 工事帳票.....	8
5.2.1 対象工事帳票.....	8
5.2.2 工事帳票の作成.....	9
5.2.3 工事帳票の処理.....	9
5.2.4 工事帳票の整理.....	9
5.3 工事帳票に関する留意事項.....	9
5.3.1 文書(電子)の印鑑の取扱い.....	9
5.3.2 原本が紙媒体の書類.....	9
5.4 工事完成図書の作成.....	9
5.5 検査.....	9
5.5.1 検査準備.....	9
5.5.2 検査実施.....	9
5.6 保管（受注者） .....	10
5.7 その他の機能.....	10
5.7.1 連絡機能.....	10
5.7.2 スケジュール機能.....	10
6.電子媒体による納品.....	11
6.1 提出部数.....	11
6.2 電子成果品のチェック.....	11
6.3 保管(発注者).....	11

本ガイドラインの項目の対象は以下のとおり。

【工事】 工事のみ対象となる内容

【業務】 業務委託のみ対象となる内容

## 1. 本ガイドラインの取り扱い

### 1.1 目的

「静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」という。)は、静岡県が発注する公共事業で情報共有及び電子納品を実施するにあたり、対象範囲、適用基準類、発注者と受注者が留意すべき事項等を示したものである。

### 1.2 対象業務・工事

本ガイドラインは、静岡県交通基盤部が発注する営繕工事及びそれらに関連して行なう設計業務委託に適用する。なお、地質調査業務については本ガイドラインの規定は適用せず、「地質・土質調査成果電子納品要領」(国土交通省)に従うこととする。

### 1.3 準拠する要領・基準類

本ガイドラインに記載のない項目は、以下の要領・基準に準拠する。なお、各電子納品に関する要領・基準は、適宜追加・改定等が行われるため、最新版を適用する。

表1 準拠する要領・基準類

要領・基準名	策定
静岡県建築設計業務等電子納品等要領	静岡県交通基盤部建築企画課
静岡県営繕工事電子納品要領	
静岡県 CAD 図面作成要領	
営繕工事写真撮影要領	国土交通省大臣官房官庁営繕部

### 1.4 電子納品の対象とする書類の考え方

電子納品の対象とする書類の考え方は、次のア) 又はイ) のいずれかに該当すると発注者が判断したものを対象とする。

- ア) 次フェーズ以降で電子データを利活用するもの
- イ) 効率化が図られると判断したもの

この考え方に照らして、以下の書類を電子納品の対象とし、紙による成果品も併せて納品することとする。

表2

業務種別	電子納品対象書類
建築設計業務	設計図、積算数量算出書、工事費内訳書
工事	完成図等

発注に際しては電子納品の対象とする書類について、特記仕様書等に記載する。契約後に、特記仕様書等に記載されていない書類を電子納品の対象にするには協議時に受発注者間でこの考え方に基づき協議する。

## 2. 対象書類

### 2.1 フォルダ構成【工事】

電子納品のフォルダ構成は表3による。

表3 電子納品のフォルダ構成(工事)

フォルダ	サブフォルダ	納品項目	備考
DRAWINGF		・完成図、施工図等	
	ORG		
MAINT		・建築物の利用に関する説明書等	
	ORG		
PLAN		・施工計画書等	
	ORG		
SCHEDULE		・実施工程表等	
	ORG		
MEET		・工事打合せ簿等	
	ORG		
MATERIAL		・使用材料報告書、県産材販売管理表の写し、等	
	ORG		
PROCESS		・施工報告書等	
	ORG		
INSPECT		・技術検査記録等	
	ORG		
SALVAGE		・発生材調書等	
	ORG		
OTHERS			
	ORG		
PHOTO		・工事写真、完成写真等	
ICON			
BORING			

## 2.2 フォルダ構成【業務】

業務委託の電子納品のフォルダ構成は表4による。

表4 電子納品のフォルダ構成(業務)

フォルダ	サブフォルダ	納品項目	備考
DRAWINGF		・完成図等	
	ORG		
REPORT		・業務関係資料	
	ORG		
PHOTO			
ICON			
BORING			

## 2.3 対象書類【工事】

紙媒体による提出が必要となる書類は、電子化の対象外とする。

表5 電子化対象外の書類

種別	項目
契約関係書類	契約書
	建設業退職員共済組合掛金収納書
	工程表
	主任技術者等通知
	補助技術者通知
	請負代金内訳書
	火災保険等加入届出書
	情報共有・電子納品事前協議チェックシート
	工期延長請求書
	出来形確認請求書
	完成届出書（完成写真共）
引渡書	
施工関係書類	材料検査簿

### 3. 事前協議

---

#### 3.1 協議内容【工事】

情報共有システムの利用、電子納品の実施に当たり必要となる以下の内容について「事前協議チェックシート」により協議を行う。

- 1) 適用する要領・基準類
- 2) 情報共有システムの利用の有無
- 3) 対象書類の取扱い
- 4) 検査方法
- 5) ボーリングデータの取扱い(※地質・土質調査がある場合)

#### 3.2 協議内容【業務】

電子納品の実施に当たり必要となる以下の内容について「事前協議チェックシート」により協議を行う。

- 1) 適用する要領・基準類
- 2) 対象書類の取扱い
- 3) 検査方法
- 4) ボーリングデータの取扱い(※地質・土質調査がある場合)

## 4.全体の流れ【工事】

### 4.1 全体の流れ

発注時から完了までの一連の流れを表6に示す。情報共有システムを利用する場合は、書類授受を情報共有システムにより行うものとする。

表6 全体の流れ(■：共通、□：情報共有システムを利用する場合)

作業段階	発注者	受注者
発注時	■発注図の作成	
着手時	■事前協議 ・情報共有システムの利用の有無 ・対象書類とその取扱い ・検査方法 等	
	□工事情報共有送信	□情報共有システム利用申込
	□情報共有システムへの資料登録 ・測量・地質調査・設計成果品 ・発注図面	
施工中	■書類授受 ・指示・承諾・協議・提出・報告書 ・休日・夜間作業届 ・工事工程月報	
完成時	■工事完成図書の確認 ■電子媒体の確認 ・内容確認 ・ウィルスチェック	■工事完成図書（電子）の作成 <書類管理機能【共有書類・検査支援】> ■工事完成図書（紙媒体）の作成 ・電子化が不適当な書類は、紙媒体
検査	■工事完成図書の検査	
完了後	■電子媒体データを受領	

## 5.情報共有システム【工事】

### 5.1 利用に関する手続き

#### 5.1.1 全体の流れ

情報共有システムを利用する場合の利用開始から利用終了までの全体の流れは図1のとおり。

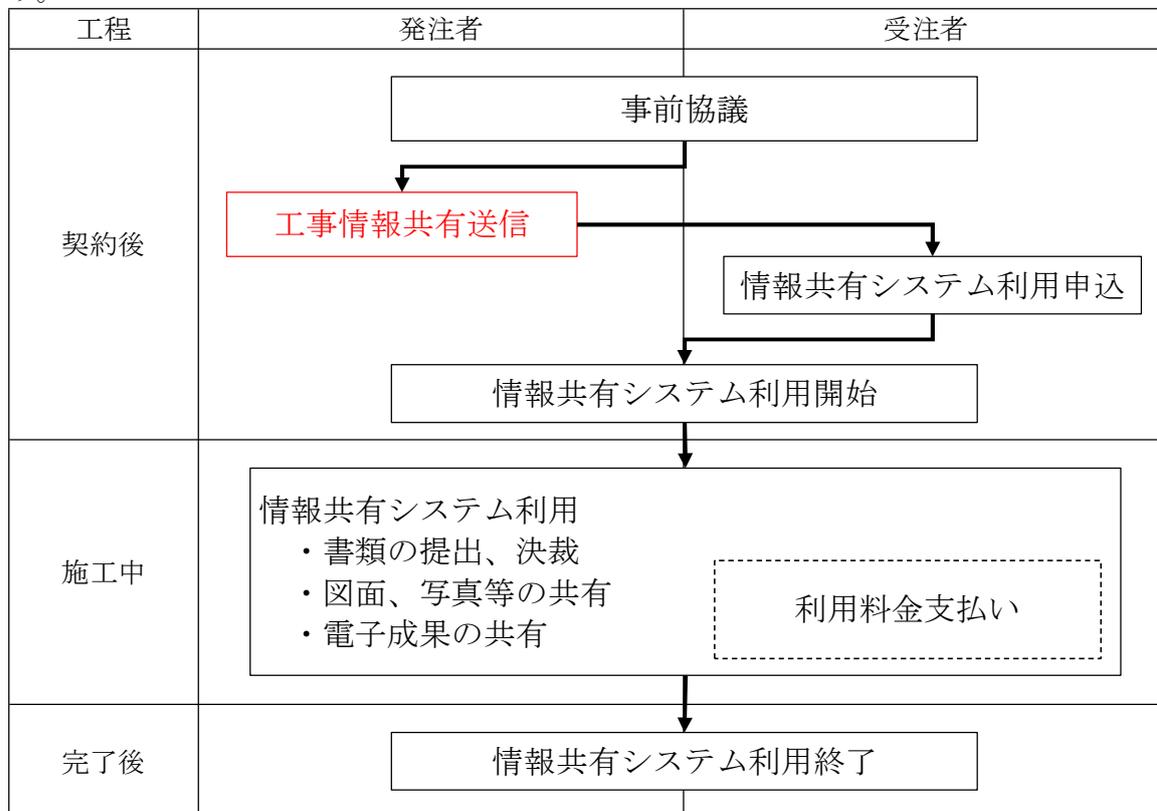


図1 全体の流れ

#### 5.1.2 利用申込み

発注者が静岡県建設事務総合システムで契約日登録を行い、**工事情報共有送信**をすると受注者のメールアドレス(入札参加資格者名簿の申請に記載のメールアドレス)宛にお知らせメールが送信される。メールには「利用申込書」「利用規約」が添付される。

受注者は、「利用規約」を確認のうえ、「利用申込書」に必要事項を記載し、メールに記載されているURLにアクセスし、「利用申込書」を登録する。申込み完了後に、受注者に「利用確定書」が送付され、受発注者の担当者に「利用開始通知書」がメールにて送付される。

### 5.2 工事帳票

#### 5.2.1 対象工事帳票

情報共有システムの「発議書類作成機能」で対象とする工事帳票は、表7に示す3種類とする。

表7 工事帳票一覧

帳票	書類管理
指示・承諾・協議・提出・報告書	「施工計画書」「工事实績データ」「施工体制台帳」「材料承認願」「指示・承諾・協議・提出・報告書」に分類
休日・夜間作業届	「休日・夜間作業届」に分類
工事工程月報	「工事工程月報」に分類

## 5.2.2 工事帳票の作成

受注者または発注者が、情報共有システムで工事帳票の処理を行う場合、「発議書類作成機能」により作成する。添付する電子データの容量は送受信速度に影響することから、適切な容量となるように注意する。

## 5.2.3 工事帳票の処理

受注者または発注者は、作成した工事帳票を「ワークフロー機能」により発議する。相手はその工事帳票に対して処理を行う。発注者は、システム利用者以外の決裁処理が必要となる場合、紙決裁を行った後に、システム処理を行う。

## 5.2.4 工事帳票の整理

工事帳票は、「書類管理機能【共有書類・検査支援】」により取りまとめを行う。

## 5.3 工事帳票に関する留意事項

### 5.3.1 文書(電子)の印鑑の取扱い

情報共有システムで授受する工事帳票は、特記仕様書において、押印を省略できるとしていることから、システム処理されたことで、別途紙による押印にて書類を作成する必要はない。押印欄が空白の書類を有効とする。

### 5.3.2 原本が紙媒体の書類

原本が紙媒体の書類は、電子化する必要はなく、紙媒体で納品とする。なお、スキャナによる取り込みにより、電子化しても良い。

## 5.4 工事完成図書の作成

工事完成図書として提出する書類データを作成する。「工事図面」「工事写真」「地質・土質調査」「i-Construction 関連データ」は、それぞれ専用のソフトウェア等を用いてデータを用意する。

情報共有システムを利用した工事帳票は「書類管理機能【共有書類・検査支援】」により、工事完成図書の書類データをダウンロードする。

## 5.5 検査

### 5.5.1 検査準備

#### (1) パソコン

検査に使用するパソコンは、原則として受注者が用意する。

#### (2) データ

情報共有システムの「書類管理機能【共有書類・検査支援】」によりダウンロードしたデータを用意する。

#### (3) 工事写真閲覧用ソフトウェア

工事写真の閲覧は、閲覧用のソフトウェアを用意する。

#### (4) その他

検査は、プロジェクタ及びスクリーンの用意は必須ではないが、用意する場合は原則として受注者が用意する。

検査時に円滑に書類が確認できるように操作手順を確認しておく。

### 5.5.2 検査実施

情報共有システムの「書類管理機能【共有書類・検査支援】」で登録したデータは、紙に出力せずに準備したデータをパソコンの画面で確認することにより検査を行う。紙媒体で作成された書類のみ、紙媒体で検査を行う。

## 5.6 保管（受注者）

工事完成図書は「電子成果品作成機能【納品物等を作る】」により一括ダウンロードされたデータにより、電子媒体を作成する。

情報共有システムの利用終了後はデータの閲覧、ダウンロードができなくなるため、利用終了前に必要なデータをダウンロードし、保管する。

## 5.7 その他の機能

### 5.7.1 連絡機能

受注者または発注者は、「連絡機能」を利用して関係者間でのWEBメールのやり取りが可能となっている。利用は必須ではないので、必要に応じて利用する。

### 5.7.2 スケジュール管理機能

受注者または発注者は、「スケジュール管理機能」を利用して自分自身の予定や工事に関する予定の登録・管理が可能となっている。利用は必須ではないので、必要に応じて利用する。

## 6.電子媒体による納品

---

### 6.1 提出部数

提出する成果品の部数は以下のとおりとする。(CD-Rが複数枚となる場合は、DVD-Rの使用を原則とする。)

#### (1) 工事の電子納品

電子納品媒体は、(正)(副)の2部とする。ただし、監督員の指示がある場合には、必要となる部分を紙で提出する。

#### (2) 業務委託の電子納品

電子納品媒体は、(正)(副)の2部。ただし、監督員の指示がある場合には、必要となる部分を紙で提出する。

### 6.2 電子成果品のチェック

電子成果品が、各電子納品要領・基準に適合していることを監督員が確認する。

### 6.3 保管(発注者)

電子納品された成果物は、各執行所属および施設にて保管する。